

平成27年度

法務省事後評価実施結果報告書（要旨）

平成28年8月

法 務 省

目 次

1	法務省の政策体系	1
2	平成27年度事後評価実施結果報告書	
(1)	社会経済情勢に対応した基本法制の整備	5
(2)	法曹養成制度の充実	6
(3)	法教育の推進	10
(4)	法務に関する調査研究（外国人の犯罪に関する研究）	15
(5)	法務に関する調査研究（非行少年と保護者に関する研究）	16
(6)	検察権行使を支える事務の適正な運営	17
(7)	矯正施設における収容環境の維持及び適正な処遇の実施	25
(8)	破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた 公共の安全の確保を図るための業務の実施	30
(9)	国籍・戸籍・供託事務の適正円滑な処理	39
(10)	人権の擁護	45
(11)	出入国の公正な管理	53
(12)	法務行政における国際協力の推進	60
(13)	施設の整備（大分法務総合庁舎整備等事業）	67
(14)	施設の整備（さいたま第2法務総合庁舎整備等事業）	68
(15)	施設の整備（富士法務総合庁舎整備等事業）	69
(16)	施設の整備（仙台第3法務総合庁舎整備等事業）	70
(17)	施設の整備（八日市場拘置支所整備等事業）	71
(18)	施設の整備（仙台少年鑑別所整備等事業）	72

政策体系

基本政策

政策

施策

I 基本法制の維持及び整備

1 基本法制の維持及び整備（事前規制型社会から事後チェック・救済型社会への転換，社会経済構造の変革に対応した基本法制の維持及び整備を行う。）

(1) 社会経済情勢に対応した基本法制の整備（情報化・国際化等の取引社会の変化に対応した民事基本法制の整備及び社会経済情勢により変化する犯罪状況に的確に対応することができる刑事基本法制の整備により，国民が豊かな創造性とエネルギーを発揮する社会の実現と，我が国の経済の活力の維持・向上に資するとともに，「事後チェック・救済型社会」の基盤を形成し，社会の安定に資するものとする。）

2 司法制度改革の成果の定着に向けた取組（社会の複雑・多様化，国際化等がより一層進展する中で，事前規制型社会から明確なルールと自己責任原則に貫かれた事後チェック・救済型社会への転換を図り，自由かつ公正な社会を実現していくために，司法制度改革の成果の定着を図り，司法の機能を充実強化する。）

(1) 総合法律支援の充実強化（裁判その他の法による紛争の解決のための制度の利用をより容易にするとともに，弁護士及び弁護士法人並びに司法書士その他の隣接法律専門職者のサービスをより身近に受けられるようにするための総合的な支援の実施及び体制整備の充実強化を図る。）

(2) 法曹養成制度の充実（高度の専門的な法律知識，幅広い教養，豊かな人間性及び職業倫理を備えた多数の法曹の養成及び確保その他の司法制度を支える体制を充実強化する。）

(3) 裁判外紛争解決手続の拡充・活性化（国民の権利の適切な実現に資するため，紛争の当事者がその解決を図るのにふさわしい手続を容易に選択できるよう，裁判外の紛争解決手続について，その拡充及び活性化を図る。）

(4) 法教育の推進（国民一人ひとりが，法や司法の役割を十分に認識し，法やルールにのっとった紛争の適正な解決を図る力を身に付けるとともに，司法の国民的基盤の確立を図るため，法教育を推進する。）

3 法務に関する調査研究（内外の社会経済情勢を的確に把握し，時代の要請に適応した基本法制の

整備・運用等に資するよう、法務に関する総合的・実証的な調査研究を行う。)

- (1) **法務に関する調査研究** (内外の社会経済情勢を踏まえた研究題目の選定, 国内外の情勢の調査研究の計画的実施と必要な刑事政策上の提言を行う。)

II 法秩序の確立による安全・安心な社会の維持 (犯罪被害者等のための施策及び再犯防止対策を含む。)

4 検察権の適正迅速な行使 (国家刑罰権の適正かつ迅速な実現により, 社会の平和を保持し, 個人及び公共の福祉を図る。)

- (1) **適正迅速な検察権の行使** (刑事事件について捜査及び起訴・不起訴の処分を行い, 裁判所に法の正当な適用を請求し, 裁判の執行を指揮監督するなどの権限を適正迅速に行使する。)
- (2) **検察権行使を支える事務の適正な運営** (検察活動が社会情勢の推移に即応して有効適切に行われるようにするため, 検察運営の全般にわたって改善を加え, 検察機能のより一層の強化を図る。)

5 矯正処遇の適正な実施 (被収容者の改善更生及び円滑な社会復帰を図るため, 適正な矯正処遇を実施する。)

- (1) **矯正施設の適正な保安警備及び処遇体制の整備** (矯正施設の適正な管理運営を維持するため, 各種警備用機器の整備・開発の推進及びその効果的な活用等を図るとともに, 研修, 訓練等を通じて職員の職務執行力の向上を図る。)
- (2) **矯正施設における収容環境の維持及び適正な処遇の実施** (被収容者の改善更生及び円滑な社会復帰を図るため, 被収容者の個々の状況に応じて, 収容環境の維持を含めた適切な処遇を実施する。)
- (3) **矯正施設の適正な運営に必要な民間委託等の実施** (職員の業務負担の軽減を図るとともに, 矯正処遇の充実を図るため, 民間委託等を実施する。)

6 更生保護活動の適切な実施 (犯罪をした者及び非行のある少年の社会内における改善更生を図るとともに, 犯罪の予防を目的とした国民の活動を促進する。)

- (1) **保護観察対象者等の改善更生等** (保護観察対象者等の再犯防止及び改善更生のため, 社会内において適切な処遇を行うとともに, 犯罪や非行のない地域社会作りのため, 犯罪予防を目的とした国民の活動を促進する。)
- (2) **医療観察対象者の社会復帰** (心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の社会復帰を促進するため, 医療観察対象者に対する地域社会における処遇の適正かつ円滑な実施を確保する。)

7 破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施 (公共の安全の確保を図るため, 破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為

を行った団体の規制に関する調査，処分の請求及び規制措置を行う。)

- (1) **破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施**（公共の安全の確保を図るため，破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査，処分の請求及び規制措置を行うとともに，その調査の過程で得られる情報を関係機関及び国民に適時適切に提供する。)

8 団体の規制処分の適正な審査・決定（公共の安全の確保に寄与するために行う破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関し適正な審査及び決定を行う。)

- (1) **団体の規制処分の適正な審査・決定**（破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体に対する規制処分に關し，適正な審査及び決定を行う。)

III 国民の権利擁護

9 国民の財産や身分関係の保護（経済活動や社会活動に不可欠である財産上及び身分上の権利を適切に保全するための法制度を整備するとともに，円滑な運営を行う。)

- (1) **登記事務の適正円滑な処理**（不動産取引の安全と円滑，会社・法人等に係る信用の維持等を図るとともに，登記に関する国民の利便性を向上させるため，登記事務を適正・円滑に処理する。)
- (2) **国籍・戸籍・供託事務の適正円滑な処理**（我が国における身分関係の安定及び国民の権利の保全を図るため，国籍・戸籍・供託に関する法制度を整備し，これを適正・円滑に運営する。)
- (3) **債権管理回収業の審査監督**（暴力団等反社会的勢力が参入することなどを防止し，適正な債権管理回収業務を実施させるため，債権管理回収業の許可について厳格な審査を行うとともに，債権回収会社の業務の適正な運営を確保するため，債権回収会社に対して立入検査を中心とした監督を行う。)

10 人権の擁護（人権の擁護に関する施策を総合的に推進する。)

- (1) **人権の擁護**（人権が尊重される社会の実現に寄与するため，人権尊重思想の普及高揚並びに人権侵害による被害の救済及び予防を図るなど，国民の人権の擁護を積極的に行う。)

IV 国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理

11 国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理（国民個人の権利・利益と国の正当な利益との間における争訟に対して，統一に対処し適正な調和を図る。)

- (1) **国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理**（国民の期待に応える司法制度の実現に寄与するため，国の利害に関係のある争訟を適正・迅速に処理する。)

V 出入国の公正な管理

12 出入国の公正な管理（出入国管理行政を通じて国際協調と国際交流の増進を図るとともに、不法滞在者等を生まない社会を構築する。）

- (1) 出入国の公正な管理（我が国の国際交流の推進及び観光立国実現のため、円滑な出入国審査の実施を推進するとともに、安全・安心な社会の実現のため、不法滞在者等対策を推進する。）

VI 法務行政における国際化対応・国際協力

13 法務行政における国際化対応・国際協力（外国関係機関との連携等を通じて、法務行政の国際化や諸外国への協力を適切に対応する。）

- (1) 法務行政の国際化への対応（国際化する法務行政の円滑な運営を図る。）
- (2) 法務行政における国際協力の推進（国際連合と協力して行う研修や法制度整備支援等を通じて、支援対象国であるアジア等の開発途上国に、「法の支配」と良い統治（グッド・ガバナンス）を確立させ、その発展に寄与するとともに、我が国の国際社会における地位の向上等に資するため、法務省が所掌事務に関連して有する知見等を他国に提供するなどの国際協力を推進する。）

VII 法務行政全般の円滑かつ効率的な運営

14 法務行政全般の円滑かつ効率的な運営（説明責任の履行、透明性の確保、人的物的体制の整備確立等を通じて、法務行政を円滑かつ効率的に運営する。）

- (1) 法務行政に対する理解の促進（法務行政を国民に開かれた存在にし、その理解の促進を図る。）
- (2) 施設の整備（司法制度改革の推進や治安情勢の変化に伴って生じる新たな行政需要等を踏まえ、十分な行政機能を果たすことができるよう、執務室等の面積が不足している施設や、長期間の使用により老朽化した施設等について所要の整備、防災・減災対策を行う。）
- (3) 法務行政の情報化（国民の利便性、行政サービスの向上を図るため、法務行政手続の情報化を推進するとともに、法務省で運用する情報システムについて、政府全体で取り組んでいる業務・システムの最適化を図り、業務及び情報システムの効率化を推進する。）
- (4) 職員の多様性及び能力の確保（社会経済情勢の変動に適切に対応するため、職員の多様性を確保し、能力の開発・向上を図る。）

平成27年度政策評価書要旨

（法務省27-（1））

評価実施時期：平成32年 8 月

担当部局名：大臣官房秘書課政策評価企画室，

（平成28年 8 月は中間報告）

民事局総務課，刑事局総務課

施 策 名	社会経済情勢に対応した基本法制の整備 (評価書 5 頁)	政策体系上の位置付け I - 1 - (1)
施 策 の 概 要 (事業の概要)	<p>情報化・国際化等の取引社会の変化に対応した民事基本法制の整備及び社会経済情勢により変化する犯罪状況に的確に対応することができる刑事基本法制の整備により，国民が豊かな創造性とエネルギーを発揮する社会の実現と，我が国の経済の活力の維持・向上に資するとともに，「事後チェック・救済型社会」の基盤を形成し，社会の安定に資するものとする。</p>	
予 算 額	平成27年度予算額：124,477千円	評 価 方 式 総合評価方式
施 策 評 価 の 結 果 の 概 要	<p>【民事関係】 平成27年度に成立し又は公布された法律はない。</p> <p>【刑事関係】 平成27年度に成立し又は公布された法律はない。</p> <p>（評価結果の今後の政策への反映の方向性等）</p> <p>【民事関係】 民事関係の法制について，所要の整備をしたことにより，国民の権利実現のために利用しやすい仕組みの形成や手続の迅速化・効率化を実現した。しかし，例えば，民法の債権関係の規定について，同法制定以来の社会経済情勢の変化に応じたものとし，国民一般に分かりやすい内容とする等の観点から，国民の生活や経済活動に関わりの深い契約に関する規定を中心に見直しを図るなど，今後も対応を必要とする課題がある。これらに速やかに対応しなければ，様々な面で円滑な経済活動に支障を来し，国民生活に影響を及ぼすことになるため，これまでの取組も踏まえ，平成28年度以降においても，引き続き，民事基本法制の整備を進めていくこととしている。</p> <p>【刑事関係】 企業の刑事責任の在り方については，両罰規定の漸進的整備を行うこととは別に，抜本的な見直しの必要性を見極めるべく，今後も引き続き検討を行うこととする。</p>	
施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	施政方針演説等	年月日
	-----	-----
	-----	-----
	-----	-----
	-----	-----

平成27年度政策評価書要旨

(法務省27- (2))

施策名	法曹養成制度の充実 (政策体系上の位置付け： I - 2 - (2)) (評価書11頁)					
施策の概要	高度の専門的な法律知識，幅広い教養，豊かな人間性及び職業倫理を備えた多数の法曹の養成及び確保その他の司法制度を支える体制を充実強化する。					
達成すべき目標	平成25年7月16日付け法曹養成制度関係閣僚会議決定「法曹養成制度改革の推進について」において示されている施策及び平成27年6月30日付け法曹養成制度改革推進会議決定「法曹養成制度改革の更なる推進について」において示されている施策のうち，法務省が担当する事項について，課題の検討を行うとともに，施策を実施する。					
施策の予算額・執行額等	区分	25年度	26年度	27年度	28年度	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	—	22,963	30,327	19,663
		補正予算(b)	—	0	0	—
		繰越し等(c)	—	0	0	/
		合計(a+b+c)	—	22,963	30,327	
執行額(千円)	—	22,745	28,776			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ○法曹養成制度検討会議取りまとめ(平成25年6月26日) ○法曹養成制度改革の推進について(平成25年7月16日法曹養成制度関係閣僚会議決定) ○法曹養成制度改革推進会議の開催について(平成25年9月17日閣議決定) ○法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会の設置について(平成25年9月24日法務大臣決定) ○法曹養成制度改革の更なる推進について(平成27年6月30日法曹養成制度改革推進会議決定) 					

測定指標	平成26年度～27年度目標	達成
1 法曹有資格者の活動領域の在り方に関する検討及び必要な取組の実施	法務省の下に設置された法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会及びその下に設けられた各分科会において，更なる活動領域の拡大を図るための検討及び施策の試行等を行う。また，前記有識者懇談会の設置期限後は，推進会議決定に従い，法曹有資格者の専門性の活用の在り方に関する有益な情報が自治体等の間で共有されるよう，関係機関の協力を得て，環境を整備する。	達成
施策の進捗状況(実績)		
「法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会」及びその下に設置された分科会において，「国		

・地方自治体・福祉等」,「企業」及び「海外展開」のそれぞれの分野における法曹有資格者の更なる活動領域の拡大を図るための検討及び試行的な取組等を行い,それを踏まえ,平成27年5月25日,前記有識者懇談会において,「法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会取りまとめ」が取りまとめられ,各分野における課題や今後継続して取り組むべき施策が示された。

また,「法曹養成制度改革の推進について」(平成25年7月16日法曹養成制度関係閣僚会議決定)を踏まえ,政府においては,同年9月17日に設置された法曹養成制度改革推進会議(内閣官房長官を議長とし,関係6大臣で構成)において,法曹養成制度の在り方について必要な検討を行い,前記推進会議は,平成27年6月30日,「法曹養成制度改革の更なる推進について」を決定した。前記推進会議決定では,前記有識者懇談会の取りまとめを踏まえ,法曹有資格者の活動領域の拡大に向けた取組を継続することが必要であるとされ,法務省において,そのための環境を整備するとされた。

法務省においては,前記推進会議決定を踏まえ,文部科学省と連携し,最高裁判所や日本弁護士連合会等の関係機関・団体の必要な協力を得て,法曹養成制度改革連絡協議会を開催しているところ,法曹有資格者の活動領域の拡大に関する取組についても,同連絡協議会において,関係省庁や自治体等の担当者から報告を受けるとともに,意見交換を行った。また,その資料等については法務省ホームページに掲載して,関係省庁や自治体等が同情報にアクセスできる環境を整備した。

測定指標	平成26年度～27年度目標	達成
2 法曹養成制度改革を推進するための取組の実施	法曹養成制度改革推進会議の設置期限満了後,連絡協議等の環境を整備し,関係機関・団体の協力を得て,法曹人口の在り方に関する必要なデータ収集と検証,司法試験の在り方の検討,司法修習生に対する経済的支援の在り方の検討等を進める。	達成

施策の進捗状況(実績)

前記平成27年6月30日法曹養成制度改革推進会議決定では,法務省において,法曹人口の在り方に関する必要なデータ集積・検証を継続して行うこと,予備試験について,その在り方の検討を行うこと,司法修習生に対する経済的支援の在り方を検討することなどの必要な取組を進めるとされた。

法務省においては,前記推進会議決定に掲げられた取組の進捗状況等を適時に把握し,これらの取組を進めるに当たって必要な連絡協議を行うため,前記のとおり,文部科学省と連携し,最高裁判所や日本弁護士連合会等の関係機関・団体の必要な協力を得て,法曹養成制度改革連絡協議会を開催しており,同連絡協議会等を通じ,必要な取組を進めた。

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 目標達成 ----- (判断根拠) 測定指標1,2は,達成すべき目標に照らし,いずれも主要なものであると考えている。 測定指標1,2は,いずれも目標を達成することができたことから,本施策は「目標達成」と判断した。
	施策の分析	
	(測定指標の目標達成度の補足) 【測定指標1】	

平成24年8月に内閣に設置された法曹養成制度関係閣僚会議の下に置かれた法曹養成制度検討会議は、平成25年6月26日に行った意見の取りまとめの中で、「法曹有資格者の活動領域は、広がりつつあるものの、その広がりはいまだ限定的といわざるを得ない状況にある」としている。そして、同年7月16日に法曹養成制度関係閣僚会議が決定した「法曹養成制度改革の推進について」においては、前記取りまとめの内容を是認した上で、「法曹有資格者の活動領域については、閣僚会議の下で、各分野の有識者等で構成される有識者会議を設け、更なる活動領域の拡大を図る」とされた。

前記決定を踏まえ、同年9月24日、法曹有資格者の活動領域について更なる拡大を図る方策等を検討することを目的として「法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会」が設置され、前記有識者懇談会の下に、「国・地方自治体・福祉等」、「企業」及び「海外展開」に関して3つの分科会が設置され、それぞれ必要な検討や試行的な取組が進められ、前記有識者懇談会は、それらを踏まえ、今後の具体的な取組の在り方に関する指針を、平成27年5月25日、「法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会取りまとめ」として取りまとめた。

また、同年6月30日の法曹養成制度改革推進会議決定「法曹養成制度の更なる推進について」においても、前記取りまとめを踏まえ、「法曹有資格者の活動領域の拡大に向けた取組を継続することが必要である」とされたところであり、前記推進会議決定を踏まえて開催している法曹養成制度改革連絡協議会では、法曹有資格者の活動領域の拡大に関する取組状況について、関係省庁や自治会等の担当者から報告を受けるとともに、今後の取組に向けた意見交換を行ったほか、その資料等を法務省ホームページに公表するなど、各自治体等が同情報にアクセスできる環境を整備していることから、目標を達成することができたと評価できる。

【測定指標2】

「法曹養成制度改革の更なる推進について」（平成27年6月30日法曹養成制度改革推進会議決定）の「第6 今後の検討について」では、法曹養成制度改革を速やかに、かつ、着実に推進するため、法務省及び文部科学省は連絡協議等の環境を整備するとされたところであり、法曹養成制度改革推進会議の設置期限満了後に、両省が行うべき取組及び関係機関・団体に期待される取組の進捗状況等を適時に把握するとともに、これらの取組を進めるに当たって必要な連絡協議を行うため、法務省は、文部科学省と連携し、連絡協議等の体制を整備した。具体的には、最高裁判所や日本弁護士連合会等の関係機関・団体の必要な協力を得て、法曹養成制度改革連絡協議会を開催し、同連絡協議会等を通じ、必要な取組を進めているところであり、目標が達成することができたと評価できる。

(取組の有効性、効率性等)

【測定指標1及び2関係】

測定指標1及び2については、『法曹養成制度改革の推進について』及び『法曹養成制度改革の更なる推進について』において示されている施策のうち、法務省が担当する事項について、課題の検討を行うとともに、施策を実施する」という目標に対し、法曹有資格者の活動領域、法曹人口、司法試験、司法修習における課題について検討するため、各種会議を実施し、そこでの検討結果を踏まえ、必要な取組を進めるとともに、今後も必要な連絡協議を行うための体制の整備も行った。また、法曹有資格者の海外展開に資する取組として、法曹有資格者を海外に派遣し、海外の法制度等の調査研究を行う取組を行っており、そのための予算を獲得した。

これらに鑑みれば、本取組は目標の達成に有効に寄与したものと考えられる。

次期目標等への反映の方向性

【施策】

高度の専門的な法律知識、幅広い教養、豊かな人間性及び職業倫理を備えた多数の法曹の養成及び確保その他の司法制度を支える体制を充実強化するよう、現在の目標を維持し、引き続き取り組んでいく。

【測定指標1】

法曹有資格者の活動領域の在り方については、平成28年度も法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会の取りまとめや法曹養成制度改革推進会議決定を踏まえ、法曹有資格者の専門性の活用の在り方に関する有益な情報が自治体、福祉機関、企業等の中で共有され、各分野における法曹有資格者の活用に向けた動きが定着するよう、関係機関の協力を得て、今後も環境の整備に取り組む。

【測定指標 2】

法曹養成制度改革を推進するための取組については、平成28年度も文部科学省と連携し、関係機関・団体の協力も得て、法曹養成制度改革連絡協議会を開催し、必要な連絡協議を行うとともに、法務省が担当する事項について、必要な取組を進める。

学識経験を有する者の知見の活用	<ol style="list-style-type: none"> 1 実施時期 平成28年7月1日 2 実施方法 会議 3 意見及び反映内容の概要 なし
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>○法曹養成制度改革連絡協議会 法務省ホームページ (http://www.moj.go.jp/housei/shihouseido/housei10_00116.htm)</p>
---------------------------	---

備考	<p>【行政事業レビュー点検結果の平成29年度予算概算要求への反映内容】 引き続き、所要の経費の要求を行った。</p>
----	---

担当部局名	大臣官房司法法制部司法法制課	政策評価実施時期	平成28年8月
-------	----------------	----------	---------

平成27年度政策評価書要旨

(法務省27- (3))

施策名	法教育の推進 (政策体系上の位置付け：I-2-(4)) (評価書52頁)					
施策の概要	国民一人ひとりが、法や司法の役割を十分に認識し、法やルールにのっとった紛争の適正な解決を図る力を身に付けるとともに、司法の国民的基盤の確立を図るため、法教育を推進する。					
達成すべき目標	法曹関係者、教育関係者、有識者等で構成する法教育推進協議会 ¹ 及び法教育広報部会 ² (以下「協議会等」という。)を開催し、法教育に関する最新情報の共有を図り、協議の状況等を公開して広く情報提供するとともに、これらの内容を踏まえた教材の作成等を行う。法教育の意義についての理解を広め、法教育の実践が拡大するよう、法教育に関する広報活動や法教育活動に対する協力・支援等を行う。					
施策の予算額・執行額等	区分	25年度	26年度	27年度	28年度	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	15,677	14,119	14,387	9,638
		補正予算(b)	0	0	0	—
		繰越し等(c)	0	0	0	/
		合計(a+b+c)	15,677	14,119	14,387	
執行額(千円)	12,416	9,312	5,963			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	○「世界一安全な日本」創造戦略について(平成25年12月10日犯罪対策閣僚会議決定) Ⅲ-3-(6)-①法教育に関する関係機関との連絡調整及び学校教材の改定 ³					

測定指標	平成27年度目標	達成
1 協議会等の活動状況	協議会等を開催し、協議、情報交換等を行い、その内容を広く情報提供する。 なお、協議会等においては、小・中・高等学校における法教育の実践状況調査 ⁴ の結果を踏まえた協議等を行い、学校現場等における法教育授業の円滑な実施に向け、法教育教材の作成や、法曹関係者と教育関係者との連携の在り方等に関する検討を行う。	達成

施策の進捗状況(実績)

協議会等を開催し、法律関係機関・団体、教育関係者等による法教育の取組等についての報告を踏まえ、法教育の推進に資する施策等について協議を行い、その結果に基づき、法曹関係者・教育関係者の連携の在り方等の有用な情報交換等を行い、その結果をホームページで公表することにより、その内容を広く一

般に情報提供した。

さらに、平成26年度の普通科高等学校に引き続き、専門学科及び総合学科高等学校に対して法教育の実践状況調査を実施し、同調査結果を踏まえた協議等を行い、学校現場等における法教育授業の円滑な実施に資する法教育教材の作成、法曹関係者と教育関係者との連携の在り方及び法教育マスコットキャラクターを活用した広報の在り方等に関する検討を行った^{※5}。

参考指標	実績値				
	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
協議会等の過去5年間の開催実績（回）	8	6	5	7	5

測定指標	平成27年度目標	達成
2 法教育活動への協力・支援、法教育に関する広報活動等の実施状況	法教育活動（教材作成、授業実施、地域ごとの法教育推進プロジェクトの企画立案等）への協力・支援等を行うことにより、法教育の意義について理解を深め、法教育の実践を拡大させる。	達成

施策の進捗状況（実績）

平成27年度には、高校生向け法教育教材の作成に向け、平成26年度の普通科高等学校に引き続き、専門学科及び総合学科高等学校を対象とする法教育実践状況調査を実施したほか、法務大臣自ら、全国で初めて教育関係機関と法律専門家との連携を図る都道府県単位の恒常的な組織として県法教育推進協議会が立ち上げられた群馬県に赴き、車座ふるさとトークを開催し、学生、保護者、教育関係者及び学識経験者等と法教育の更なる普及・充実に向けた地域のネットワーク作りを中心に意見交換を行った。また、法の日フェスタ、教職員向け研修等の機会に、法務省職員による法教育授業を実施するとともに、法務省関係機関においても、法教育授業を多数実施した。

参考指標	実績値				
法教育授業実施回数（回）	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	2,066	2,261	2,992	3,325	2,947

評価結果	目標達成度合いの測定結果	<p>（各行政機関共通区分） 目標達成</p> <p>-----</p> <p>（判断根拠）</p> <p>測定指標1、2は、各達成すべき目標に照らし、全て主要なものと考えている。測定指標は、いずれも目標を達成することができたことから、本施策は「目標達成」と判断した。</p>
	施策の分析	
（測定指標の目標達成度の補足）		
【測定指標1】		

法教育の推進のため、法曹関係者と教育関係者が連携して取り組む必要があり、各界の代表や有識者で構成される協議会等を開催して密接な連携を図りつつ、教材の作成等、法教育の推進に資する施策を実施していくことが求められる。

同協議会等においては、学校現場における法教育の実践状況調査を行い、その結果に基づき、法教育の推進に資するための今後の展開、法曹関係者・教育関係者の連携の在り方等について協議、情報交換等を行い、互いに理解を深めるとともに、その内容をホームページで公表することにより、広く一般に情報提供を行った。

さらに、学校現場等における法教育授業の円滑な実施に向け、平成26年度の普通科高等学校に引き続き、平成27年度に実施した全国の専門学科及び総合学科高等学校に対する法教育の実践状況調査の結果を踏まえ、高校生向けの法教育教材の作成について協議するとともに、法曹関係者と教育関係者との連携の在り方及び法教育マスコットキャラクターを活用した広報の在り方等に関する協議等を行っており、目標を達成することができたと評価することができる。

【測定指標 2】

法教育の推進のため、具体的な法教育活動（教材作成、授業実施等）に対する協力・支援を行うとともに、国民の意識・関心を高めるべく、幅広い層を対象にした広報活動等を行う必要がある。

そこで、学校等における法教育実践活動への協力・支援を行うため、高校生向け教材の作成に向け、平成26年度の普通科高等学校に引き続き、専門学科及び総合学科高等学校を対象とした法教育実践状況調査を実施したほか、全国で初めて教育関係機関と法律専門家との連携を図る都道府県単位の恒常的な組織として立ち上げられた群馬県法教育推進協議会の協力の下、法務大臣自ら同県に赴き、車座ふるさとトークを開催し、学生、保護者、教育関係者及び学識経験者等と「法教育の推進に向けた地域のネットワーク作り」をテーマに意見交換を行った。さらに、法の日フェスタ、教職員向け研修等の機会に、法務省職員による法教育授業を実施するとともに、法務局や検察庁等の法務省関係機関においても、法教育授業実施の告知及び実際の授業を通じて、法教育普及・促進のための広報活動等を行っており、目標を達成することができたと評価することができる。

（達成手段の有効性・効率性等）

【測定指標 1, 2 関係】

達成手段①「法教育の推進」において実施している協議会等においては、法教育授業のノウハウや問題点、法曹関係者・教育関係者との連携の重要性、法教育の推進に資するための今後の展開等について、協議、情報交換等を行うことにより、各機関において、これら法教育の推進に資する有用な情報を共有し、活用することができ、目標の達成に効果的に寄与したといえる。このことは学校現場での法教育の意義について理解を広め、法教育の実践を拡大させる上で必要かつ有効であると考えられる。

また、法務省関係機関において、学校現場にとどまらず、具体的な法教育活動に対する協力・支援を行うとともに、国民の意識・関心を高めるべく、幅広い層を対象にした広報活動等を行うことは、国民一般に法教育の意義についての理解を広め、法教育の実践を拡大させるという目標の達成に、必要かつ有効であると考えられる。

次期目標等への反映の方向性

【施策】

国民一人ひとりが、法や司法の役割を十分に認識し、法やルールにのっとった紛争の適正な解決を図る力を身に付けるとともに、司法の国民的基盤の確立を図るため、法教育を推進する。

【測定指標 1, 2】

現在の目標を維持しつつ、今後の法教育推進協議会等での検討状況等の結果を踏まえ、測定指標の内容を見直すなどの必要性が生じた場合には、適宜、適切な目標を設定する。

有する者の 知見の活用	平成28年7月1日
	<p>2 実施方法 会議</p> <p>3 意見及び反映内容の概要</p> <p>〔意見〕 法教育の普及・推進のためには、子供に対して、法に関心を持つきっかけを与えられるような取組が必要ではないか。</p> <p>〔反映内容〕 学校現場におけるきっかけ作りとして、教職員による法教育の実践拡大のため、法教育に関する副教材を作成・配布（高校生向け教材については、作成に向けて法教育授業の実践状況調査を実施）しているほか、法務省職員による出前授業を実施している。加えて、学校外でのきっかけ作りとして、車座ふるさとトークの開催や法教育マスコットキャラクターを活用した広報活動を行っており、今後も積極的かつ多角的な取組を実施していきたいと考えている。</p>

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	
---------------------------	--

備考	【行政事業レビュー点検結果の平成29年度予算概算要求への反映内容】 執行実績に基づき計画の見直しを行い、経費の削減を図った。
----	---

担当部局名	大臣官房司法法制部司法法制課	政策評価実施時期	平成28年8月
-------	----------------	----------	---------

*1 「法教育推進協議会」

平成15年7月に、我が国の学校教育等における司法及び法に関する学習機会を充実させるため、これらに関する教育について調査・研究・検討を行うべく、「法教育研究会」が設置され、我が国において目指すべき法教育の在り方について検討が行われ、その成果が報告書として発表された。平成17年には、同研究会における検討の成果を引き継ぎつつ、更に法教育の普及・推進を図るため、同研究会を改組する形で、法教育推進協議会が設置された。

*2 「法教育広報部会」

法教育推進協議会での議論を踏まえながら、法教育の更なる普及・促進に向け、法教育に関する情報発信・情報提供の在り方について検討を行うため、法教育推進協議会のもとに平成26年3月に設置された（法教育懸賞論文コンクールの募集及び審査を行うことを通じて、法教育の普及方法を検討するほか、協議会での議論を踏まえた法教育の普及方法の在り方についての検討を行うために設置された「法教育普及検討部会」に代わるもの）。

*3 「『世界一安全な日本』創造戦略（平成25年12月10日犯罪対策閣僚会議決定）」

Ⅲ－3－（6）－① 法教育に関する関係機関との連絡調整及び学校教材の改定

更なる法教育の推進のため、教育現場等との連携を強化する。また、学校における法教育の実施状況に関する調査研究を実施し、その結果を踏まえ、必要に応じて、法教育教材の作成及び改定を行うなど、学校現場に対する法教育の支援を行う。

*4 「学校現場における法教育の実践状況調査」

平成23年度から平成25年度までの間に、順次、法教育の充実が盛り込まれた新学習指導要領が完全実施されたことから、平成24年度は小学校を、平成25年度は中学校を対象に調査を行い、平成26年度は普通科高等学校を、平成27年度は専門学科及び総合学科高等学校を対象に調査を行った。

*5 「法教育推進協議会における各検討状況」

法務省ホームページ (http://www.moj.go.jp/shingi1/kanbou_houkyo_kyougikai_index.html) を参照

平成27年度政策評価書要旨

(法務省27-(4))

評価実施時期：平成28年8月

担当部局名：法務総合研究所総務企画部企画課

施策名	法務に関する調査研究（外国人の犯罪に関する研究） (評価書58頁)	政策体系上の位置付け I-3-(1)	
施策の概要 (事業の概要)	外国人による犯罪の実態と現状を明らかにし、犯罪防止策及び処遇の在り方を検討するために有益な基礎資料を提供する。		
予算額	平成24年度予算額：507千円 平成25年度予算額：4,154千円	評価方式	事業評価方式
施策評価の結果の概要	<p>本研究は、外国人による犯罪の実態と現状を明らかにし、犯罪防止策及び処遇の在り方を検討するための基礎資料を提供することを目的とし、この観点から外部有識者等で構成される研究評価検討委員会による評価を受け、その評価基準(研究評価検討委員会における評価基準)に従って70点満点中56点以上の評価を得ることを目的とした。</p> <p>本研究は、犯罪対策閣僚会議が平成20年12月に決定した「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」において、外国人犯罪に対する厳正な刑事処分の推進等が掲げられていることからしても、実施の必要性が極めて高い研究である。本研究では、一定時期に刑事施設に入所した全外国人受刑者を対象とした特別調査を実施しており、法務省以外で実施することは著しく困難で代替性のない研究である上、全施設の全外国人受刑者を対象としたものであり、調査対象の設定も適切であった。また、本研究は、刑事施設等が保有する公的記録等の信頼性の高いデータに基づき、実務経験を有する研究官等が専門知見をもって分析したものであり、研究の実施体制・手法は非常に適切なものであり、費用対効果の観点からも十分に合理的なものであった。</p> <p>本研究の研究成果は、内容も明確な構成となっており、従来にない大規模かつ詳細な調査であったことを踏まえると、外国人犯罪者に対する施策や再犯防止対策の検討のための基礎資料や、大学の研究等に今後大いに利用される見込みである。</p> <p>上記のとおり、本研究は、必要性、効率性及び有効性のいずれの観点からも高く評価することができ、評点の合計点は70点中67点であったことから、評価基準第3の3に基づき、「大いに効果があった」と評価できる。</p> <p>(評価結果の今後の政策への反映の方向性等)</p> <p>委員から、この研究によって、最終的な政策目標に達するだけの具体的な施策というものにつなげていくという、研究に関してのPDCAサイクルが必要ではないかという指摘を受けたことから、今後は、個々の研究成果が具体的な施策に活用されるように、より効果的な周知に努めるとともに、研究テーマの選定や研究計画を立案する際においても、将来の施策につながるような具体的なニーズの把握に努めていくこととする。</p>		
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008	平成20年12月22日(犯罪対策閣僚会議決定)	第3-2-⑥不法入国等及びこれらを助長する犯罪等の取締り強化及び関係法令の整備 第3-4-①外国人犯罪に対する厳正な刑事処分の推進 第3-4-③地下銀行・カード不正利用事犯対策の推進

平成27年度政策評価書要旨

(法務省27-(5))

評価実施時期：平成28年8月

担当部局名：法務総合研究所総務企画部企画課

施策名	法務に関する調査研究（非行少年と保護者に関する研究） (評価書72頁)	政策体系上の位置付け I-3-(1)
施策の概要 (事業の概要)	非行少年の保護者の実態を明らかにするとともに、必要な支援内容を把握することによって、少年院等による保護者への働き掛けの在り方を検討するための基礎資料を提供すること。	
予算額	平成25年度予算額：1,305千円	評価方式 事業評価方式
施策評価の結果の概要	<p>本研究は、非行少年の保護者の実態を明らかにするとともに、必要な支援内容を把握することによって、少年院等による保護者への働き掛けの在り方を検討するための基礎資料を提供することを目的とし、この観点から外部有識者等で構成される研究評価検討委員会による評価を受け、その評価基準（研究評価検討委員会における評価基準）に従って70点満点中56点以上の評価を得ることを目的とした。</p> <p>本研究は、犯罪対策閣僚会議が平成20年12月に決定した「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」において、少年の保護者に対する各種支援の実施が掲げられたほか、平成24年7月に決定した「再犯防止に向けた総合対策」において、少年・若年者等への対策として、家族等への相談助言体制の強化が掲げられていることなどからしても、法務省の施策に関連するものとして実施の必要性が極めて高かった。本研究は、少年院を仮退院した少年とその保護者を一組として調査分析したものであり、法務省以外では同様の研究を行うことが著しく困難であり、代替性のない研究であった。また、一定期間に少年院を仮退院した非行少年とその保護者について、偏りなく全国規模で調査対象としており、実施体制及び手法は適切なものであり、費用対効果の観点からも十分に合理的なものであった。</p> <p>本研究の成果物である報告書は、非行少年や保護者の認識について、非行、家庭・家族及び更生支援に対するニーズとに明確に分けて紹介しているほか、少年の出所後の変化に影響を与える要因等についても考察し、分かりやすい内容となっていることから、本研究の成果は、施策の立案や研究等に今後大いに利用される見込みである。</p> <p>上記のとおり、本研究は、必要性、効率性及び有効性のいずれの観点からも高く評価され、評価の合計点は70点中67点であったことから、評価基準第3の3に基づき、大いに効果があったと評価できる。</p> <p>(評価結果の今後の政策への反映の方向性等)</p> <p>委員から、この研究によって、最終的な政策目標に達するだけの具体的な施策というものにつなげていくという、研究に関してのPDCAサイクルが必要ではないかという指摘を受けたことから、今後は、個々の研究成果が具体的な施策に活用されるように、より効果的な周知に努めるとともに、研究テーマの選定や研究計画を立案する際においても、将来の施策につながるような具体的なニーズの把握に努めていくこととする。</p>	
施策に関する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	施政方針演説等	記載事項（抜粋）
	再犯防止に向けた総合対策	平成24年7月20日（犯罪対策閣僚会議決定） 第1-2-(1)早期対策が必要な少年・若年者 第3-1-(1)少年・若年者及び初入者に対する指導及び支援

平成27年度政策評価書要旨

(法務省27- (6))

施策名	検察権行使を支える事務の適正な運営 (政策体系上の位置付け：Ⅱ-4-(2)) (評価書86頁)					
施策の概要	検察活動が社会情勢の推移に即応して有効適切に行われるようにするため、検察運営の全般にわたって改善を加え、検察機能のより一層の強化を図る。					
達成すべき目標	<ul style="list-style-type: none"> ・サイバー犯罪¹⁾が増加傾向にあることなどから、コンピュータネットワークの仕組みやサイバー犯罪で利用される技術的手口を広く理解し、的確な捜査手法を習得させ、また、証拠の保全や解析に関する技術を向上させて、サイバー犯罪に対処するための職員の捜査能力の向上を図る。 ・犯罪被害者等基本法及び同基本計画を踏まえ、検察における犯罪被害者の保護・支援を充実させるために職員の意識や対応技能の向上を図る。 ・小・中・高等学校の児童・生徒や一般市民等に対し刑事手続における検察の機能や役割を広報活動や法教育活動を通じて周知し、検察の業務等についての理解を深めることを通じて、刑事司法の円滑な運営をより一層促進する。 					
施策の予算額・執行額等	区分	25年度	26年度(※)	27年度	28年度	
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	3,742,653	3,549,963	3,465,886	3,305,384
		補正予算(b)	△120,924	311,358	304,942	—
		繰越し等(c)	0	22,866	△281,643	/
		合計(a+b+c)	3,621,729	3,884,187	3,489,185	
執行額(千円)	3,501,710	3,641,049	3,253,034			
施策に係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	○犯罪被害者等基本法(平成16年法律第161号)第19条 ²⁾ ○第2次犯罪被害者等基本計画(平成23年3月25日閣議決定) Ⅴ-第2-3-(1)-イ 職員等に対する研修の充実等 ³⁾ ○「世界一安全な日本」創造戦略(平成25年12月10日閣議決定) Ⅲ-1-(2)-① 民間事業者等の知見を活用したサイバー犯罪・サイバー攻撃対処能力の向上 ⁴⁾					

(※) 「検察の再生に向けた取組の実施」事業は、平成26年度から「基本法制の維持及び整備」に組替を行ったため、同26年度の予算額・執行額等は、同事業分を除いたものとしている。

測定指標	平成27年度目標	達成
1 サイバー犯罪に対処する捜査能力の充実・強化	サイバー犯罪の捜査に当たる職員に対し、捜査手法や証拠保全・解析技術を習得させる研修を実施し、捜査能力の向上を図る。	おおむね達成
施策の進捗状況(実績)		
コンピュータネットワーク及びセキュリティシステムの基礎的な仕組み、サイバー犯罪で利用される技術的手口の理解、デジタルフォレンジックを利用した捜査手法の習得を目的とし、サイバー犯罪及び独自		

捜査事件の捜査に当たる検事を対象としたネットワークフォレンジック研修⁵を実施した。

同研修では、コンピュータ犯罪をめぐる諸問題や情報セキュリティに関する講義のほか、不正アクセス・侵入方法や攻撃を受けたコンピュータの検証・ログ解析に関する委託業者による講義・実習を実施した。

また、デジタルフォレンジックについての基礎的知識の理解と電磁的記録の収集、保全及び解析を適切に行うための基礎的技術の習得、デジタルフォレンジックを活用した捜査能力の養成を目的として、電磁的記録証拠の収集、保全及び解析の捜査に現に従事等している検察事務官を対象としたデジタルフォレンジック研修Ⅰ⁶を実施した。

同研修では、デジタルフォレンジックの基礎的知識に関する講義のほか、電磁的記録証拠の収集、保全及び解析等を適切に行うための委託業者等によるデジタルフォレンジック機器を使用した実習、警視庁捜査支援分析センター警察官による講義等を実施した。

さらに、スマートフォンに対するデジタルフォレンジックについての基礎的知識の理解と電磁的記録の収集、保全及び解析を適切に行うための基礎的技術の習得、デジタルフォレンジックを活用した捜査能力の向上を目的として、デジタルフォレンジック研修修了者等（検察事務官）を対象としたデジタルフォレンジック研修Ⅱ（スマートフォン編）⁷を実施した。

同研修では、電磁的記録の収集、保全及び解析を適切に行うための委託業者によるスマートフォンの概要と証拠保全等の講義、データ解析等の実習等を実施した。

参考指標	実績値				
	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
1 ネットワークフォレンジック研修参加者に対するアンケート調査結果（研修を理解したとする回答率（※））（％）	—	—	100.0	100.0	92.0
2 デジタルフォレンジック研修Ⅰ参加者に対するアンケート調査結果（研修を理解したとする回答率）（％）	—	88.1	95.0	98.3	95.0
3 デジタルフォレンジック研修Ⅱ（スマートフォン編）参加者に対するアンケート調査結果（研修を理解したとする回答率）（％）	—	—	—	96.6	92.0

※平成25年度は「役立つ内容であった」とする回答率

測定指標	平成27年度目標	達成
2 被害者支援担当者の育成	被害者支援担当者に対して、個々の犯罪被害者に必要とされる支援・保護ができるような知識や技能を習得させる研修を実施し、対応能力を向上させる。	おおむね達成
施策の進捗状況（実績）		
犯罪被害者対応に必要な知識・技能を習得させる目的で、被害者支援担当者（被害者支援員 ⁸ 及び被害者支援を担当する検察事務官）を対象とした中央研修を実施した。		

研修では、法務・検察における被害者施策やこれに関連する制度等の説明、臨床心理士による犯罪被害者の心情等に関する講義及び実際に被害に遭った経験のある犯罪被害者支援団体職員からの犯罪被害者の心情及び必要とする支援に関する講義、各庁における被害者支援に関する活動の実情や問題点等についてのフリーディスカッション、最高検察庁検事による検察庁における被害者支援への取組に関する説明を行った。

参考指標	実績値				
1 被害者支援担当者中央研修参加者に対するアンケート調査結果（研修を有意義とする回答率）（％）	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	95.0	88.8	91.3	95.0	94.9

測定指標	平成27年度目標	達成
3 検察の機能や役割に関する広報活動の実施状況	国民に対して幅広く検察活動の意義や役割を理解してもらうため、地域に密着した効果的な広報活動を実施する。	達成

施策の進捗状況（実績）

検察庁の組織や刑事手続の概要等を説明したパンフレットを利用し、これまでに培ったネットワークや経験を活用して、全国の検察庁において広報活動を実施した。また、法教育の重要性が高まっていることから、教員研修や出前教室・移動教室等の教育の現場を対象とした広報活動のほか、一般市民や企業等を対象とした講演会、説明会を積極的に行った。

参考指標	実績値				
1 広報活動の実施回数（回）	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	1,187	1,135	1,158	1,069	1,029

評価結果	目標達成度合いの測定結果	<p>（各行政機関共通区分）相当程度進展あり</p> <p>-----</p> <p>（判断根拠）</p> <p>測定指標1、2、3は、各達成すべき目標に照らし、全て主要なものであると考えている。</p> <p>測定指標3について、目標を達成することができた。また、測定指標1及び2について、目標をおおむね達成することができた。</p> <p>したがって、本施策は「相当程度進展あり」と判断した。</p>
	施策の分析	
	<p>（測定指標の目標達成度の補足）</p> <p>【測定指標1】</p> <p>平成27年11月16日から同月20日までの5日間、地方検察庁の検事25名を対象としてネットワークフォレンジック研修を実施し、平成27年11月9日から同月13日までの5日間及び平成28年2月29日から</p>	

同年3月4日までの5日間、前期及び後期の2回にわたり、地方検察庁の検察事務官合計60名を対象としてデジタルフォレンジック研修Ⅰを実施し、平成27年10月14日から同月16日までの3日間、同年11月4日から同月6日までの3日間、同年12月2日から同月4日までの3日間及び同年12月9日から11日までの3日間の4回にわたり、地方検察庁の検察事務官合計50名を対象としてデジタルフォレンジック研修Ⅱ（スマートフォン編）を実施した。

ネットワークフォレンジック研修では、委託業者による新たなコンピュータ犯罪の手法等に関する説明及びコンピュータの検証・ログ解析の実務、東京地方検察庁検事及び警察庁情報技術犯罪対策課警察官によるサイバー犯罪捜査に関する講義等を実施した。

デジタルフォレンジック研修Ⅰでは、デジタルフォレンジックについての基礎的知識の理解とデジタルフォレンジックを活用した捜査能力の養成を目的として、東京地方検察庁職員によるデジタルフォレンジックの概要及びその意義に関する講義、デジタルフォレンジック機器を使用した委託業者による解析実習及び同庁職員による保全解析実習を行ったほか、より高度化・複雑化していくデジタルフォレンジック技術・知識の習得を図るため、携帯電話・スマートフォンの実機を使った保全実務に関する講義及び実習、警察・検察におけるそれぞれのデジタルフォレンジック実務の現状等に関する講義を行った。

デジタルフォレンジック研修Ⅱ（スマートフォン編）では、対象をスマートフォンに特化したデジタルフォレンジックについての基礎的知識の理解とデジタルフォレンジックを活用した捜査能力の向上を目的として、委託業者による解析の概要等に関する講義、初動対応及び証拠保全、アプリケーションデータ解析実習等を行った。

上記研修終了後は、今後の研修カリキュラム等の策定に資するため、参加した研修員を対象としたアンケートを実施し、135名全員（ネットワークフォレンジック研修25名、デジタルフォレンジック研修Ⅰ60名、デジタルフォレンジック研修Ⅱ（スマートフォン編）50名）から回答を得ることができた。その中で、研修受講後の理解度について尋ねる問いに対し、ネットワークフォレンジック研修では23名（92.0パーセント）が、同研修について「概要について理解した」（80.0パーセント）又は「実務に従事できる程度の理解を得た」（12.0パーセント）と回答した。デジタルフォレンジック研修Ⅰでは、57名（95.0パーセント）が「概要については理解した」（61.7パーセント）又は「実務に従事できる程度の理解を得た」（33.3パーセント）と回答した。デジタルフォレンジック研修Ⅱでは、46名（92.0パーセント）が、同研修について「概要について理解した」（68.0パーセント）又は「実務に従事できる程度の理解を得た」（24.0パーセント）と回答した。

また、いずれの研修に対しても、有意義であったとの感想が相当数述べられていることから、上記各研修により、サイバー犯罪に対処する職員の捜査能力の向上を図るという目標をおおむね達成したと評価できる。

【測定指標2】

平成27年11月17日、全国の地方検察庁の被害者支援担当者79名を対象に、被害者支援担当者中央研修を実施した。

同研修では、刑事局職員による法務・検察における犯罪被害者保護・支援に関する施策、被害者参加制度等についての説明、臨床心理士による犯罪被害者の心情等に関する講義及び被害者支援団体職員による犯罪被害者の望む支援等に関する講義、最高検察庁検事による検察における被害者支援に関する取組の紹介等がなされた。

そのほか、平成26年度に引き続き、研修員、刑事局職員及び上記被害者支援団体職員との間で、各庁における被害者支援活動の実情や問題点等について、フリーディスカッションを行った。

研修終了後には、今後の研修カリキュラム等の策定に資するため、参加した研修員全員を対象としたアンケートを実施し、79名全員から回答を得た。その結果、研修全般の内容については、75名（94.9パーセント）が「有意義」と回答し、4名が「どちらとも言えない」と回答し、さらに、研修全体に対しては、「他庁における被害者への支援状況を知ることができ、大変有意義な研修である」、「被害者支援の各種制度の理解が深まったことによって、より適切な被害者支援が可能になる」、「本研修で習得した知識を基に、より一層被害者の心情等に配慮した支援業務を行っていきたい」等の業務に資するとする回答が多く見られた。ただし、「どちらとも言えない」と回答した意見の理由は、「デ

「ディスカッションの時間が短かった」といったもので、カリキュラムの改善に関する意見である上、研修内容について「有意義でない」と回答した者は0名であることから考えると、本研修の意義は大きかったものといえる。

以上のことから、同研修により、被害者支援担当者の対応能力を向上させるという目標をおおむね達成したと評価できる。

【測定指標3】

検察庁の組織や刑事手続の概要等を説明したパンフレットを全国の検察庁に配布し、広報活動の際にはこれを利用することとした。また、過去の広報啓発活動を通じて培った経験やネットワークを活用して、地域に密着した広報活動を実施した。平成23年度から実施されている新しい学習指導要領では、法の基本的な考え方、国民の司法参加の意義等についての学習内容が充実化され、学校教育の現場で法教育の重要性が高まっているところ、平成27年度においても引き続き、法教育の趣旨を取り入れた広報活動を積極的に展開した。

これらの広報活動の実施回数は1,029回であり、活動への参加人数は合計3万7,626人であった。若干の実施回数の減少はあるものの、依然として1,000回以上の高い水準にあり、また、前記のとおり、近年は法教育の趣旨を取り入れた広報活動も実施しており、一般市民、企業等を対象とした講演会、説明会については、その実施回数が昨年度の105回から159回に増加し、参加人数も昨年度の4,231人から5,933人に増加するなど、より効果的な広報活動が実施できた。

以上のことから、検察活動の意義や役割を国民に正しく理解してもらうため、地域に密着した効果的な広報活動を実施するという目標を達成したと評価できる。

(達成手段の有効性、効率性等)

【測定指標1, 2, 3関係】

達成手段③「各種犯罪への対応」において実施しているネットワークフォレンジック研修、デジタルフォレンジック研修Ⅰ及びデジタルフォレンジック研修Ⅱ(スマートフォン編)により、サイバー犯罪に対処する職員に対し、コンピュータネットワーク、セキュリティシステム及びデジタルフォレンジックに関する基礎的知識を理解させるとともに、電磁的記録証拠に関する収集、保全及び解析を適切に行うための実践的技術等を習得させることは、サイバー犯罪に対処するための職員の捜査能力の向上を図るという目標に有効に寄与したといえる。

また、被害者支援担当者の育成については、被害者支援担当者の中央研修を実施することで、職員の意識や対応能力の向上を図ることができ、検察における犯罪被害者の保護・支援に資することができたほか、全国均一的な能力向上及び統一的な情報の共有を図ることができた。また、同研修におけるフリーディスカッションでは、各庁における実情や問題点等を議論することにより、各庁間の情報共有が一層図られたことから、目標に対し効果的かつ効率的に寄与したといえる。

さらに、国民に検察の機能や役割を理解してもらうための広報活動については、捜査等への協力や裁判員制度への理解を深める契機となり、検察権の適正な行使に一定の効果を上げていると考えられる。

(行政事業レビューの結果の活用状況)

本施策は、平成27年度行政事業レビューにおいて、「物品の購入計画について見直しを行い、経費の削減を図るべきである。」との指摘を受けたところ、物品の購入計画について、廃止又は変更を行うことにより、本施策にかかる平成28年度予算概算要求額を前年度比約5億7,800万円削減し、効率的な施策の実施に努めている。

次期目標等への反映の方向性

【施策】

検察活動が社会情勢の推移に即応して有効適切に行われるよう、現在の目標を維持し、引き続き、各取組を推進していく。

【測定指標 1】

サイバー犯罪は、技術の進歩が著しいコンピュータネットワークを介して行われ、年々増加傾向にある上、犯罪形態も複雑・巧妙化し、かつ、多様化しつつある状況であるため、より効果的な捜査を実現するためにネットワークフォレンジック研修、デジタルフォレンジック研修Ⅰ及びデジタルフォレンジック研修Ⅱ（スマートフォン編）の実施は大きな意義を有している。今後もサイバー犯罪に対処する職員の捜査能力の向上を目的として、アンケート結果を踏まえ、カリキュラム等につき必要な変更や工夫等を講じながら、引き続き上記各研修を実施していく。

【測定指標 2】

国の施策として行われる犯罪被害者支援策は、全国で均質である必要があり、また、被害者の心情等に配慮したきめ細やかな対応でなければならない。したがって、被害者支援担当者を対象とした中央研修については、アンケート結果を踏まえて、カリキュラム等につき必要な変更や工夫等を講じながら、引き続き同研修を実施していく。

【測定指標 3】

国民の安全な生活を守るための適正、迅速な検察活動を行うためには、検察の使命や検察活動の機能・役割に関する広報活動が重要であり、引き続き、国民から寄せられる意見・感想を反映し、広報活動の充実を図るほか、学校教育や市民教育等において、幅広い層の国民に対して、法教育の趣旨を取り入れた広報活動を行うなど、多様な広報活動を実施していく。

学識経験を有する者の知見の活用

1 実施時期

平成28年7月1日

2 実施方法

会議

3 意見及び反映内容の概要

ア〔意見〕

サイバー犯罪に関して様々な研修が実施されており、成果を上げていることは分かるが、検察官等は、同犯罪に関する専門家ではないので、研修の効用には限界があると思う。そこで、サイバー犯罪についての専門的知見を有する外部の専門団体や機関との連携を考えた施策を考慮する余地はないか。また、同団体や機関との間で協議会を開く等し、捜査の中に専門的な外部の知見を取り込んだ上、同知見に基づきながら捜査するというシステムの構築はできないか。

〔反映内容〕

本研修においても、一部の講義について外部機関、専門業者に委託して実施している上、個別事件の捜査においては、鑑定等の手法で専門家の意見を伺いながら対応しているところである。また、上記システムの構築については、今後検討していく。

イ〔意見〕

ITを駆使した犯罪捜査等に関する進捗状況はいかがか。

〔反映内容〕

本研修を実施し、コンピュータネットワークを利用した犯罪やデジタルフォレンジックに関する知識・捜査能力等を向上させるなどして、対応しているところである。

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

○評価の過程で使用したアンケート調査等

・ネットワークフォレンジック研修、デジタルフォレンジック研修Ⅰ、デジタルフォレンジック研修Ⅱ（スマートフォン編）及び被害者支援担当者中央研修に関するアンケート調査結果並びに全国の検察庁における広報活動の実施回数及び参加人数の集計データは、刑事局総務課において保管している。

備考	<p>【行政事業レビュー点検結果の平成29年度予算概算要求への反映内容】</p> <p>司法修習用クライアントパソコンの賃貸借契約について、執行実績を踏まえた見直しを行うとともに、修習教材の部数を見直すことにより経費の削減を図った。</p> <p>また、検察総合情報管理システムについては、情報管理センター及びバックアップセンターに設置する基幹及び犯歴機能の機器の統合を行って、システムの効率化を図っているところ、基幹機能機器等について、リース期間満了後も作業完了するまで延伸を図ることにより、リース料の削減を図った。</p> <p>さらに、研修計画及び物品の購入計画について、廃止又は変更を行うことにより、経費の削減を図った。</p>
----	--

担当部局名	刑事局総務課企画調査室	政策評価実施時期	平成28年8月
-------	-------------	----------	---------

*1 「サイバー犯罪」

コンピュータウイルスによる攻撃やコンピュータネットワークを悪用した犯罪などを総称したもの。

*2 「犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）」

（保護、捜査、公判等の過程における配慮等）

第19条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等の保護、その被害に係る刑事事件の捜査又は公判等の過程において、名誉又は生活の平穩その他犯罪被害者等の人権に十分な配慮がなされ、犯罪被害者等の負担が軽減されるよう、犯罪被害者等の心身の状況、その置かれている環境等に関する理解を深めるための訓練及び啓発、専門的知識又は技能を有する職員の配置、必要な施設の整備等必要な施策を講ずるものとする。

*3 「第2次犯罪被害者等基本計画（平成23年3月25日閣議決定）」

V－第2－3－（1）－イ 職員等に対する研修の充実等

法務省において、検察官、検察事務官に対する各種研修の機会における「犯罪被害者支援」等のテーマによる講義の実施、犯罪被害者等早期援助団体への検察官の派遣、矯正施設職員に対する犯罪被害者団体等の関係者を招へいしての講義等の実施、更生保護官署職員に対する犯罪被害者等支援の実務家による講義等の実施、検察庁に配置されている被害者支援員を対象とする研修における犯罪被害者等に関する諸問題についての講義等の実施など、職員の犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための教育・研修等の充実を図り、職員の対応の改善に努める。

*4 「「世界一安全な日本」創造戦略（平成25年12月10日閣議決定）」

Ⅲ－1－（2）－① 民間事業者等の知見を活用したサイバー犯罪・サイバー攻撃対処能力の向上

サイバー空間の脅威の複雑・巧妙化や技術的潮流の著しい変化に的確に対応するため、民間事業者等の優れた知見を活用したTor⁹⁹（The Onion Router）等の高度匿名化技術を始めとする最先端の情報通信技術に関する研究の実施、サイバー空間の脅威を模擬実習できる環境の構築、サイバー犯罪・サイバー攻撃対策に専従する警察職員の専門的知識・技能の向上を図る研修・訓練の実施、民間企業への講義の委託、海外の大学等への捜査員の派遣、技術的に高度な情報セキュリティに係る民間資格取得のためのトレーニングの実施等により、捜査員のサイバー犯罪・サイバー攻撃の捜査能力の向上とともに、捜査機関の技術力の強化を図る。

*5 「ネットワークフォレンジック研修」

コンピュータネットワーク及びセキュリティシステムの基礎的な仕組みと、サイバー犯罪で利用される技術的手口を理解するとともに、ログ解析等の捜査手法の基礎知識を習得し、サイバー犯罪の捜査に不可欠な能力の養成を目的として、平成13年度から検事を対象に実施している。平成25年度まで「情報システム専門研修」の名称で実施していたところ、より研修内容に即した名称とするため、平成26年度より名称を「ネットワークフォレンジック研修」に変更した。なお、ここでいう「ネットワークフォレンジック」

とは、犯罪捜査において、コンピュータネットワーク内を流れる通信データやログ等の証拠となる電磁的記録に対して収集・保全・解析を行い、法的に利用する技法や手法のことをいう。

*6 「デジタルフォレンジック研修」

刑事事件におけるデジタルフォレンジックについての基礎的知識を理解するとともに、証拠である電磁的記録の収集、保全及び解析等を適切に行うための実践的技術等を習得させることにより、捜査能力を向上させることを目的として、平成24年度から実施している。研修体系の整理に伴い、平成27年度から、名称を「デジタルフォレンジック研修Ⅰ」と変更し、対象を検察事務官とした。

なお、ここでいう「デジタルフォレンジック」とは、犯罪捜査において、コンピュータやスマートフォンなどの電磁的記録媒体に対して証拠となる電磁的証拠の収集・保全・解析を行い、法的に利用する技術や手法のことをいう。

*7 「デジタルフォレンジック研修Ⅱ（スマートフォン編）」

対象をスマートフォンに特化したデジタルフォレンジックについての基礎的知識の理解と、証拠である電磁的記録の収集、保全及び解析を適切に行うための基礎的技術の習得、デジタルフォレンジックを活用した捜査能力の向上を目的として、検察事務官を対象に平成26年度から実施している。平成26年度は「スマートフォンフォレンジック研修」として実施したが、研修体系の整理に伴い、平成27年度から「デジタルフォレンジック研修Ⅱ（スマートフォン編）」と名称変更した。

*8 「被害者支援員」

全国の地方検察庁に配置され、犯罪被害者からの様々な相談への対応、法廷への案内・付添い、事件記録の閲覧、証拠品の返還等の各種手続の手助けをするほか、被害者の状況に応じて、精神面、生活面、経済面等の支援を行っている関係機関や団体等を紹介するといった支援活動を行う職員。

*9 「Tor (The Onion Router)」

インターネット上で接続経路を匿名化して通信を行う技術の一つ。

Torは、無作為に選ばれた複数の中継ノード（通信ネットワークにおいて通信を中継するコンピュータなどの機器のこと）を経由して宛先との通信を行うが、中継ノード上にログを残す機能がない、出口以外の通信路が暗号化される、一定時間ごとに通信経路も変更されるなどの特徴により、発信者の特定は困難になっている。

平成27年度政策評価書要旨

(法務省27- (7))

施策名	矯正施設 ¹ における収容環境の維持及び適正な処遇の実施 (政策体系上の位置付け：Ⅱ-5-(2)) (評価書145頁)					
施策の概要	被収容者の改善更生及び円滑な社会復帰を図るため、被収容者の個々の状況に応じて、収容環境の維持を含めた適切な処遇を実施する。					
達成すべき目標	刑事施設 ² における職業訓練や少年院における職業指導、矯正施設の就労支援スタッフ等を活用した就労支援等の充実により、出所(院)後の就労の安定を図る。					
施策の予算額・執行額等	区分	25年度	26年度	27年度	28年度	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	47,713,566	48,202,360	47,659,973	46,333,848
		補正予算(b)	229,663	104,868	0	—
		繰越し等(c)	0	△266,208	266,208	
		合計(a+b+c)	47,943,229	48,041,020	47,926,181	
執行額(千円)	47,328,617	47,345,203	47,525,233			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ○子ども・若者ビジョン(平成22年7月23日子ども・若者育成支援推進本部決定)第3-2-(1)③(非行少年に対する就労支援等)³ ○再犯防止に向けた総合対策(平成24年7月20日犯罪対策閣僚会議決定)第3-2-(2)就労の確保⁴ ○「世界一安全な日本」創造戦略(平成25年12月10日閣議決定)Ⅲ-3-(2)-②就労支援の推進⁵ ○「宣言：犯罪に戻らない・戻さない～立ち直りをみんなで支える明るい社会へ～」(平成26年12月16日犯罪対策閣僚会議決定 Ⅲ 再犯防止につながる仕事の確保⁶ 					

測定指標	年度ごとの目標値					達成
	26年度		27年度			
1 刑事施設における職業訓練の充実度 (受講者数, 受講率, 修了者数, 資格・免許等の取得者率) ※PFI刑務所 ⁷ は, その他の刑事施設と異なり, 民間業者が職業訓練の実施主体であることから, 両者を区別して取り扱っている。	対25年度増		対26年度増			おおむね達成
	基準値	実績値				
	25年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
職業訓練受講者数(人)	3,710	3,101	3,248	3,710	3,977	4,770
職業訓練受講率(%)	6.70	5.00	5.50	6.70	7.40	9.20

職業訓練の修了者数（人）	3,267	2,647	2,883	3,267	3,529	4,204
資格免許等の取得者率（％）	88.2	88.4	87.1	88.2	89.1	88.5
参考指標	実績値					
	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
受刑者数（人）	62,137	59,076	55,750	53,687	51,858	

測定指標	年度ごとの目標値						達成
	26年度			27年度			
2 刑事施設における就労支援 実施人員の割合	対25年増			対26年増			達成
	基準値	実績値					
	25年	23年	24年	25年	26年	27年	
就労支援実施人員の割合（％）	10.3	10.9	10.3	10.3	12.2	14.5	
就労支援実施人員（人）	2,721	3,128	2,829	2,721	3,005	3,413	
刑事施設出所者数（人）	26,535	28,583	27,485	26,535	24,684	23,566	

測定指標	年度ごとの目標値						達成
	26年度			27年度			
3 少年院における就労支援実 施人員の割合	対25年増			対26年増			達成
	基準値	実績値					
	25年	23年	24年	25年	26年	27年	
就労支援実施人員の割合（％）	18.3	15.4	16.6	18.3	19.0	20.8	
就労支援実施人員（人）	724	614	638	724	689	683	
少年院出院者数（人）	3,948	3,986	3,845	3,948	3,630	3,286	

参考指標	実績値					
	23年	24年	25年	26年	27年	
少年院仮退院者の保護観察終了	70.8	70.5	73.6	74.9	81.4	

時の有職者の割合（％）					
-------------	--	--	--	--	--

評価結果	目標達成度合いの測定結果	<p>(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり</p> <p>(判断根拠)</p> <p>測定指標 1, 2 及び 3 は, 各達成すべき目標に照らし, 全て主要なものであると考えている。</p> <p>測定指標 2 及び 3 について, 目標を達成することができた。測定指標 1 については, 資格免許等の取得率が若干低下したが, 他の目標については達成することができた。</p>
	施策の分析	
	<p>(達成手段の有効性, 効率性等)</p> <p>刑事施設における職業訓練については, 出所後の就労は再犯率の改善に大きく寄与することに鑑み, 社会及び雇用者のニーズに応じた職業訓練の導入やその拡充を進めているところ, 資格免許等の取得者率の実績は0.6ポイント低下したものの, 職業訓練受講者数, 同受講率及び同修了者数といった他の目標については軒並み向上しており, 受刑者に対して必要な職業訓練受講の機会の拡充が認められる。</p> <p>また, 刑事施設における就労支援については, 出所後の生活に不安を抱く被収容者に対し, 就労支援スタッフがハローワークから必要な求人情報を適時に入手しつつ, 就職意欲の向上を図るとともに, 具体的な求職活動の指導を行っているところ, 刑事施設における就労支援実施人員の割合は14.5パーセント(平成27年度速報値ベース)となっており, 一定の効果を上げていると認められる。</p> <p>さらに, 少年院における就労支援については, 原則的に全在院者を対象に出院後の就労の安定, ひいては再犯・再非行防止のために取り組んでおり, 個別的な必要に応じて, 職業相談, 職業紹介や求人情報の提供を行い, 有効かつ効率的に実施されている。</p>	
	次期目標等への反映の方向性	
<p>【施策】</p> <p>被収容者の改善更生及び円滑な社会復帰に資するよう, 現在の目標を維持し, 引き続き就労支援等の拡充等を図っていく。</p> <p>【測定指標 1】</p> <p>職業訓練受講率は上昇しており, 今後においても受刑者の出所後の就職に資する職業訓練の拡充を図ることにより, 受刑者の職業訓練受講の機会を増やしていく。</p> <p>【測定指標 2】</p> <p>再入所者に占める無職者の割合は高い割合で推移しており, 就労支援によって出所後の社会生活の安定を図ることは, 再犯防止のために重要であることから, 引き続き刑事施設における就労支援事業の拡大を図っていく。</p> <p>【測定指標 3】</p> <p>出院者に占める就労支援実施人員の割合は増加しており, 今後も, 少年院在院者に対して就労支援の充実を図っていく。</p>		

学識経験を有する者の知見の活用	<p>1 実施時期 平成28年7月1日</p> <p>2 実施方法</p>
-----------------	---

	<p>会議</p> <p>3 意見及び反映内容の概要</p> <p>なし</p>
--	--

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>○評価の過程で使用したデータや文献等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「職業訓練実施報告」 (矯正局成人矯正課, 対象期間: 平成23年4月1日～平成28年3月31日) ・「受験結果報告書」 (矯正局成人矯正課, 対象期間: 平成23年4月1日～平成28年3月31日) <p>○評価の過程で使用した公的統計</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「成人矯正統計年報」※平成27年の数値は速報値 (法務省ホームページ[http://www.moj.go.jp/housei/toukei/toukei_ichiran_kousei.html]) ・「少年矯正統計年報」※平成27年の数値は速報値 (法務省ホームページ[http://www.moj.go.jp/housei/toukei/toukei_ichiran_shonen-kyosei.html])
----------------------------------	---

<p>備考</p>	<p>【行政事業レビュー点検結果の平成29年度予算概算要求への反映内容】</p> <p>各矯正施設間における医薬品等の共同調達を推進し、矯正施設の医療費の抑制を図った。また、収容見込人員について精査を行い、被収容者生活関連経費の削減を図った。さらに、就業見込人員について精査を行い、被収容者作業報奨金に係る経費の削減を図った。</p>
-----------	---

<p>担当部局名</p>	<p>矯正局成人矯正課, 矯正局少年矯正課</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成28年 8 月</p>
--------------	---------------------------	-----------------	------------------

- *1 「矯正施設」
刑務所, 少年刑務所, 拘置所, 少年院, 少年鑑別所及び婦人補導院の総称
- *2 「刑事施設」
刑務所, 少年刑務所及び拘置所の総称
- *3 「子ども・若者ビジョン」第3-2(1)③(非行少年に対する就労支援等)
少年院・少年刑務所において、就労に対する心構えを身に付けさせ、就労意欲を喚起する指導等を充実するとともに、社会復帰に資する職業技能の習得や高等学校卒業程度認定試験の受験を奨励する。また、出院及び出所予定者、保護観察に付された少年等を対象として、刑務所出所者等就労支援事業を推進する。
- *4 「再犯防止に向けた総合対策」第3-2-(2)就労の確保
就労意欲を持ちながら就労実現に向け能力開発等の課題を抱える者を、刑務所等収容後早期に把握し、就労及び職場定着のために必要な技能及びコミュニケーションスキルの付与やビジネスマナーの体得等を目的とした指導や訓練を行うとともに、雇用主と対象者双方のニーズを踏まえ、実際の雇用に結び付ける実践的なサポートを行う。
また、就労先の確保から就労後の職場定着支援までを一貫して行う取組や刑務所出所者等総合的就労支援対策による支援策をより柔軟かつ積極的に活用し、きめ細やかな就業相談・紹介等を一層強力に推進することにより、刑務所出所者等の就労支援・雇用確保を充実・強化する。
- *5 「「世界一安全な日本」創造戦略」Ⅲ-3-(2)-②就労支援の推進
刑事施設等における職業訓練・刑務作業の充実を図り、就労支援スタッフを活用したキャリアコンサルティングを実施するとともに、離職者等再就職訓練「刑務所出所者向け職業訓練コース」を実施するほか、

刑務所出所者等総合的就労支援対策による支援策や、「更生保護就労支援事業」を推進する。また、民間団体や地方公共団体と連携した就労支援策の充実等を図るほか、ソーシャル・ファームを活用した刑務所出所者等の就労や職場定着の方策について検討する。

*6 「宣言：犯罪に戻らない・戻さない～立ち直りをみんなで支える明るい社会へ～」(平成26年12月16日
犯罪対策閣僚会議決定 Ⅲ 再犯防止につながる仕事の確保

犯罪や非行をした者の多くは、基礎的な学力や仕事上求められる技能を身に付けておらず、粘り強さや対人関係能力等が不足しているほか、前歴そのものによる就労上の制約があるなど、様々な課題を抱えている。そのため、矯正施設収容中から、就労に必要な技能を身に付けさせるための指導・訓練を推進するとともに、これらを活かして出所後直ちに就労できるよう、矯正施設、保護観察所、ハローワーク等が連携し、具体的な就労先の確保に向けた調整を一層進めることが肝要である。

*7 P F I手法(公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力等を活用して行う民間委託の手法の一つ。Private Finance Initiativeの略。)を活用した民間委託を実施する美祢社会復帰促進センター、島根あさひ社会復帰促進センター、喜連川社会復帰促進センター、黒羽刑務所、播磨社会復帰促進センター及び加古川刑務所の総称

平成27年度政策評価書要旨

(法務省27- (8))

施策名	破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施 (政策体系上の位置付け：Ⅱ-7-(1)) (評価書151頁)					
施策の概要	公共の安全の確保を図るため、破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査、処分の請求及び規制措置を行うとともに、その調査の過程で得られる情報を関係機関及び国民に適時適切に提供する。					
達成すべき目標	<ul style="list-style-type: none"> ・オウム真理教（以下「教団」という。）の活動状況^{*1}を明らかにし、教団に対する観察処分^{*2}を適正かつ厳格に実施する。 ・破壊的団体等の規制に関する調査の過程で得られる情報を、必要に応じて関係機関及び国民に適時適切に提供する。 					
施策の予算額・執行額等	区分	25年度	26年度	27年度	28年度	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	2,092,976	2,238,278	2,169,613	2,076,942
		補正予算(b)	0	97,105	123,476	—
		繰越し等(c)	0	△91,649	38,783	
		合計(a+b+c)	2,092,976	2,243,734	2,331,872	
執行額(千円)	2,086,792	2,234,808	2,322,674			
施策に係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	<ul style="list-style-type: none"> ○公安調査庁設置法（昭和27年法律第241号）第3条^{*3} ○破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）第27条^{*4} ○無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号。以下「団体規制法」という。）第5条、第7条、第29条^{*5} ○国家安全保障会議設置法（昭和61年法律第71号）第6条^{*6} ○テロの未然防止に関する行動計画（平成16年12月10日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定）^{*7} ○カウンターインテリジェンス^{*8}機能の強化に関する基本方針（概要）（平成19年8月9日カウンターインテリジェンス推進会議決定）^{*9} ○官邸における情報機能の強化の方針（平成20年2月14日情報機能強化検討会議決定）^{*10} ○「世界一安全な日本」創造戦略（平成25年12月10日閣議決定）^{*11} ○サイバーセキュリティ2015（平成27年9月25日サイバーセキュリティ戦略本部決定）^{*12} ○邦人殺害テロ事件等を受けたテロ対策の強化について（平成27年5月29日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定）^{*13} ○2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針（平成27年11月27日閣議決定）^{*14} ○パリにおける連続テロ事案等を受けたテロ対策の強化・加速化等について（平成27年12月4日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定）^{*15} ○第190回国会における内閣総理大臣施政方針演説（平成28年1月22日）^{*16} 					

測定指標	平成27年度目標	達成
------	----------	----

1 教団の活動状況及び危険性の解明	教団施設等に対する立入検査の実施回数、施設数及び動員した公安調査官数並びに立入検査等により判明した事項から、教団の活動状況（組織及び活動の実態）及び危険性（麻原彰晃こと松本智津夫（以下「麻原」という。）の影響力、危険な綱領の保持等）を解明する。	達成
-------------------	--	----

施策の進捗状況（実績）

観察処分の適正かつ厳格な実施により、教団の活動状況及び危険性について解明した。

参考指標	実績値					
立入検査の実施回数等		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	実施回数（回）	16	17	20	21	25
	施設数	61	47	27	56	33
	動員数（人）	940	677	554	808	555

測定指標	平成27年度目標値					達成
2 関係地方公共団体の長からの調査結果提供請求への対応状況（平均所要日数）	22.1日より短縮					おおむね達成
	基準値	実績値				
	一年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
請求を行った関係地方公共団体数	—	18	18	17	21	17
提供回数（回）	—	50	54	41	55	44
平均所要日数（日）	—	21.0	20.9	23.2	25.4	26.7

測定指標	平成27年度目標	達成
3 破壊的団体等に関する情報収集及び分析・評価能力の向上並びに関係機関等に対する情報提供の適切な実施	職員の情報収集及び分析・評価能力を向上させ、破壊的団体等の規制に関する調査の過程で得られる情報を、必要に応じて関係機関及び国民に適時適切に提供する。	達成

施策の進捗状況（実績）

収集・分析した情報を適時適切に関係機関等に提供した。

参考指標		実績値				
		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
ホームページのアクセス件数 ※平成23年度のアクセス件数については、法務省ホームページの改訂作業中に当庁ホームページのアクセスカウンターに不具合が生じ、測定不能であった。	フロントページへのアクセス件数	—	170,139	241,486	402,213	346,365
	ウェブリンク等によるサブページへのアクセス件数を含めた総件数	—	—	—	2,873,829	2,716,924

評価結果	目標達成度合いの測定結果	<p>(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり</p> <p>-----</p> <p>(判断根拠)</p> <p>指標1, 2, 3は、各達成すべき目標に照らし、全て主要なものであると考えている。</p> <p>指標2の平均所要日数については26.7日となり、目標値とした22.1日に及ばなかった。しかしながら、おおむね目標に近い実績を示していることから、施策は「相当程度進展あり」と判断した。</p>
	施策の分析	
	<p>(測定指標の目標達成度の補足)</p> <p>【測定指標1】</p> <p>平成27年度は、団体規制法に基づき、教団に対する観察処分の実施として、教団施設に対する立入検査を合計25回、延べ33施設、公安調査官延べ555人を動員して行った。また、教団から4回にわたり報告を徴取し、教団の活動状況(組織及び活動の実態)及び危険性(麻原の影響力、危険な綱領の保持等)を明らかにした。</p> <p>以上のことから、立入検査によって公安調査官が教団施設の内部を直接見分し、教団の実態を把握するとともに、教団から徴取した報告の真偽を検証したことで、教団に対する観察処分を適正かつ厳格に実施したといえ、教団の活動状況及び危険性の解明という目標を達成したと評価できる。</p> <p>【測定指標2】</p> <p>平成19年度の平均所要日数は56.1日、平成20年度は38.8日、平成21年度は30.1日となっているところ、これら過去の平均所要日数と、平成27年度の目標値算定の根拠とした平成22年度から平成26年度までの各平均所要日数を比較すると、平均所要日数は大幅に短縮されており(平成19年度と平成22年度を比較した場合は36日短縮)、これら大幅に短縮された平均所要日数の平均値として算出した平成27年度の目標値は、極めて高い目標値であるといえる。さらに、提供情報の取りまとめに要する日数は、請求の内容及び提供量によって変動が生じ得ることを勘案すると、平成27年度の目標値22.1日と実績値26.7日の開差である4.6日は、実態として許容せざるを得ないものといえ、目標をおおむね達成できたと評価できる。</p> <p>【測定指標3】</p> <p>平成27年度は、国内外の情勢について正確・適時・迅速な関連情報の収集・分析を行い、北朝鮮情</p>	

勢及び我が国領土や海洋権益をめぐる動向等の緊急性の特に高い情報については随時、官邸を始めとする政府・関係機関に直接提供した。また、国民に対する情報提供として、当庁ホームページに「最近の内外情勢」*17、「内外情勢の回顧と展望」*18のほか、「国際テロリズム要覧」(Web版)*19や新規コンテンツ「世界のテロ等発生状況」*20等を掲載することでホームページの内容を充実させている。なお、平成27年度のフロントページのアクセス件数は346,365件で、平成26年度の402,213件よりも減少しているが、これについては、平成26年度はシリアにおける邦人殺害テロ事件の発生などにより、当庁業務に対する関心がより高まったとみられる特殊要因の影響があったと考えられる。この点に関し、平成27年度行政事業レビューシートにおける事業の妥当性を検証するための代替目標では、「ホームページアクセス件数を過去3か年実績件数の平均以上とする」とし、特定年度に生じた特殊要因の影響を分散できる目標を設定しており、平成27年度は目標値とした271,279件を達成している。

以上のことから、その時々々の情報ニーズに応じた情報を適時適切に関係機関及び国民に提供したといえ、破壊的団体等の規制に関する調査の過程で得られる情報を、必要に応じて関係機関及び国民に適時適切に提供するという目標を達成したと評価できる。

(達成手段の有効性・効率性等)

【測定指標 1, 2 関係】

達成手段②「オウム真理教に対する観察処分の実施」において実施している教団施設に対する立入検査等は、教団の活動状況及び危険性を明らかにし、教団に対する観察処分を適正かつ厳格に実施するという目標に対して有効に寄与したといえる。また、教団に関する調査の結果について、関係地方公共団体の長からの請求に応じて提供したことは、国民の不安感・恐怖感の解消・緩和に有効であったと言える。

行政事業レビューに基づく点検・改善により、達成手段②に係る予算の執行に当たり、立入検査等に必要な物品等の調達について、広く応札者を募り競争性を確保するほか、一括調達等を推進するなどコスト削減に取り組んだため、効率性は改善したと言える。

【測定指標 3 関係】

達成手段①「破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施」において実施している調査の過程で得られた情報を適時適切に関係機関及び国民等に提供したことは、目標を達成するために有効かつ適切な取組であったと言える。

行政事業レビューに基づく点検・改善により、達成手段①に係る予算の執行に当たり、破壊的団体等の規制に関する調査等に必要な物品等の調達について、広く応札者を募り競争性を確保するなどコスト削減に取り組んだため、効率性は改善したと言える。

次期目標等への反映の方向性

【施策】

公共の安全の確保に寄与するよう、現在の目標を維持し、引き続き推進していく。

【測定指標 1, 2】

教団は、現在なお、無差別大量殺人行為を行った首謀者である麻原を崇拜し、その影響を強く受けているなど、依然として本質的な危険性を保持していることから、教団の活動状況を明らかにし、その危険性の増大を抑止していく必要性が高い。

教団施設が存在する地域の住民等は、依然として教団に対する不安感・恐怖感を抱いており、今後もその不安感・恐怖感の解消・緩和に努めていかなければならない。そのため、引き続き団体規制法に基づき、教団に対する観察処分を適正かつ厳格に実施するとともに、関係地方公共団体からの調査結果に対する提供請求に迅速に対応していく。

【測定指標 3】

国際テロや北朝鮮の動向、大量破壊兵器拡散の問題に加え、カウンターインテリジェンス、サイバーテロ・サイバーインテリジェンスなど、我が国の公共の安全の確保にとって重大な懸念事項となる問題が依然として存在する。したがって、今後とも国内外の情報について、正確・適時・迅速な収集

・分析を行い、ニーズや時宜に応じて、収集・分析した情報を政府・関係機関に提供するとともに、ホームページを活用するなどした国民に対する情報提供を進める。

学識経験を有する者の知見の活用	1 実施時期 平成28年7月1日 2 実施方法 会議 3 意見及び反映内容の概要 なし
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	
---------------------------	--

備考	<p>【行政事業レビュー点検結果の平成29年度予算概算要求への反映内容】</p> <p>語学委託研修の実施回数や複写機保守料等の数量及び単価について見直しを行うとともに、旅費実施計画等の見直しを行い、その結果を適切に予算に反映し経費の削減を図った。</p> <p>また、IT技術講座受講を廃止するとともに、調査用機材及び自動車借上の数量や旅費単価の見直しを行い、その結果を適切に予算に反映し経費の削減を図った。</p> <p>さらに、サーバの更新計画の延伸により借料の見直しを行い、その結果を適切に予算に反映し経費の削減を図った。</p>
----	---

担当部局名	公安調査庁総務部総務課	政策評価実施時期	平成28年8月
-------	-------------	----------	---------

*1 「教団の活動状況」

「内外情勢の回顧と展望」(http://www.moj.go.jp/psia/kouan_kaiko_index.html)を参照

*2 「観察処分」

過去に無差別大量殺人行為を行った団体が現在も危険な要素を保持している場合に、当該団体の活動状況を継続して明らかにするために行う処分（団体規制法第5条第1項）で、具体的な内容は、①公安調査庁長官が当該団体から一定の事項について定期の報告を受けること（報告徴取，団体規制法第5条第2項，第3項及び第5項），②当該団体の活動状況を明らかにするために公安調査官に必要な調査をさせること（任意調査，団体規制法第7条第1項），③当該団体の活動状況を明らかにするために特に必要があると認められるときに、団体が所有又は管理する土地又は建物に立ち入って、必要な物件を検査すること（立入検査，団体規制法第7条第2項）。

なお、観察処分に基づく調査の結果については、関係地方公共団体の長から請求があったときは、これを提供することができる（団体規制法第32条）。

*3 「公安調査庁設置法（昭和27年法律第241号）」

（任務）

第3条 公安調査庁は、破壊活動防止法の規定による破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律の規定による無差別大量殺人行為を行った団体の

- 規制に関する調査，処分の請求及び規制措置を行い，もつて，公共の安全の確保を図ることを任務とする。
- *4 「破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）」
（公安調査官の調査権）
第27条 公安調査官は，この法律による規制に関し，第3条（規制の基準）に規定する基準の範囲内において，必要な調査をすることができる。
- *5 「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）」
（観察処分）
第5条 *2参照
（観察処分の実施）
第7条 *2参照
（公安調査官の調査権）
第29条 公安調査官は，この法律による規制に関し，第3条（規制の基準）に規定する基準の範囲内において，必要な調査をすることができる。
- *6 「国家安全保障会議設置法（昭和61年法律第71号）」
（資料提供等）
第6条 内閣官房長官及び関係行政機関の長は，会議の定めるところにより，会議に対し，国家安全保障に関する資料又は情報であつて，会議の審議に資するものを，適時に提供するものとする。
2 前項に定めるもののほか，内閣官房長官及び関係行政機関の長は，議長の求めに応じて，会議に対し，国家安全保障に関する資料又は情報の提供及び説明その他必要な協力を行わなければならない。
- *7 「テロの未然防止に関する行動計画（平成16年12月10日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定）」
第3-6-⑯ 関係機関が一体となったテロ関連情報の収集の強化等
テロリストの入国阻止等を図り，テロの未然防止に万全を期するため，関係省庁（公安調査庁を含む）は，国際機関や外国機関との連携を深め，テロリストに関する情報その他テロ関連情報の収集の強化を図るとともに，当該情報の活用に努める。
- *8 「カウンターインテリジェンス」
外国による諜報活動を阻止し，情報漏えいその他の国益を害する事態を予防する活動
- *9 「カウンターインテリジェンス機能の強化に関する基本方針（概要）（平成19年8月9日カウンターインテリジェンス推進会議決定）」
カウンターインテリジェンスに関する情報の収集・共有，カウンターインテリジェンス意識の啓発，事案対処，管理責任体制の構築について，政府統一的に取り組むものとする。
- *10 「官邸における情報機能の強化の方針（平成20年2月14日情報機能強化検討会議決定）」
・2-（2）-① 対外的情報収集機能の強化
国際テロ，大量破壊兵器拡散，北朝鮮等の問題に関する情報は，我が国の安全保障又は国民の安全に直接かかわるところであり，その収集は喫緊の課題であつて，これらの国や組織の意図を把握する必要性は増大している。
・2-（2）-② その他の情報収集機能の強化
我が国及び国民の安全・安心を確保するため，北朝鮮，国際テロ，大量破壊兵器拡散等の問題に関する情報収集能力を更に強化する。（公安調査庁）
- *11 「「世界一安全な日本」創造戦略（平成25年12月10日閣議決定）」
・Ⅲ-1 世界最高水準の安全なサイバー空間の構築
我が国は「世界最先端のIT国家」の構築に取り組んでいるが，「安全なサイバー空間」の実現は，その前提条件である。また，サイバー空間の安全は国民の生活の安全等に直結する課題となっている。このため，以下の施策等を着実に推進する。
（1）-⑤ サイバー攻撃に関する情報収集・分析機能及びカウンターインテリジェンス機能の強化
（1）-⑩ サイバー犯罪・サイバー攻撃対処のための外国捜査機関等との連携強化
（2）-② 日本版NCFTA^{*21}の創設
・Ⅲ-2 G8サミット，オリンピック等を見据えたテロ対策・カウンターインテリジェンス等

良好な治安を確保することが、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会等のスポーツイベントやG8サミットを始めとする大規模国際会議等の成功の前提となる。また、各地で多様な形態のテロが発生しているほか、国際組織犯罪や東アジア情勢の緊迫化など、水際対策や国際連携も含めて対処すべき脅威が存在している。このため、以下の施策等を着実に推進する。

- (1) -② 2020年オリンピック・パラリンピック東京大会を見据えたテロ対策等の推進
 - (2) -① 原子力発電所等に対するテロ対策の強化
 - (3) -① 空港・港湾における水際危機管理の強化
 - (3) -④ 海上警備・沿岸警備の強化
 - (5) -① 情報コミュニティ間における情報共有体制の強化
 - (5) -② 在外公館における警察アタッシェ^{*22}、防衛駐在官等の体制強化
 - (5) -③ テロに関する情報収集・分析機能の強化
 - (5) -⑤ カウンターインテリジェンス機能の強化
 - (5) -⑥ 極左暴力集団、右翼等によるテロ等の未然防止のための情報収集・分析機能の強化及び違法行為の取締り
 - (6) -① 国際社会におけるテロ対策に係る協力の推進
 - (6) -③ 在外邦人保護のための情報収集・分析機能の強化、情報共有体制の整備
 - (7) -① 大量破壊兵器等の拡散防止に向けた取組の強化
 - (8) -① 拉致問題解決のための政府一体となった取組の推進
 - (8) -② 北朝鮮による拉致容疑事案等の解決のための情報収集及び分析機能の強化
- ・Ⅲ-7 「世界一安全な日本」創造のための治安基盤の強化

「世界一安全な日本」創造戦略」に掲げた施策を効果的に推進していくためには、治安対策に取り組む要員・施設の重点的な充実・整備、制度の改善等、多角的観点からの治安基盤の強化が重要である。このため、以下の施策等を着実に推進する。

- (1) -② 治安関係機関（公安調査官を含む）の増員等の人的基盤の強化
- (1) -③ 生活の安全や国民の安心感を脅かす犯罪等に対する対処能力を強化するための装備資機材等の整備
- (1) -⑥ 現場執行力の強化に向けた教育・訓練等の推進
- (1) -⑦ 女性の視点を一層反映した組織運営
- (1) -⑬ 大規模災害発生時における治安維持機能の確保

*12 「サイバーセキュリティ2015（平成27年9月25日サイバーセキュリティ戦略本部決定）」

3. 1. 我が国の安全の確保

- (1) 対処機関の能力強化
 - (イ) 警察庁及び法務省において、サイバーインテリジェンス対策に資する取組を実施する。

3. 2. 国際社会の平和・安定

- (3) サイバー空間を悪用した国際テロ組織の活動への対策
 - (イ) 警察庁及び法務省において、国際テロ組織等によるサイバー攻撃への対策を強化するため、サイバー空間における攻撃の予兆等の早期把握を可能とする態勢を拡充し、人的情報収集やオープンソースの情報を幅広く収集する等により、攻撃主体・方法等に関する情報収集・分析を強化する。

3. 3. 世界各国との協力・連携

- (オ) 警察庁及び法務省において、サイバー攻撃対策を推進するため、諸外国関係機関との情報交換等国際的な連携を通じて、攻撃主体・方法等に関する情報収集・分析を継続的に実施する。

*13 「邦人殺害テロ事件等を受けたテロ対策の強化について（平成27年5月29日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定）」

・シリアにおける邦人殺害テロ事件、チュニジアにおける銃撃テロ事件及びパリの新聞社襲撃事件のように、テロ情勢は非常に厳しい状況にあり、今や全ての国がテロの脅威にさらされる時代となったといっても過言ではない。特に、シリアにおける邦人殺害テロ事件が各国のメディアでも多く取り上げられ、

国際的に非常に注目を集めたこと等を踏まえれば、I S I L等のイスラム過激派やインターネット等を通じた過激化によりI S I L等のイスラム過激派に共鳴する個人・グループ等によって敢行される国内外でのテロの脅威が現実のものとなっていることを再認識する必要がある。

・政府においては、テロに決して屈することなく、テロとの闘いに積極的に取り組んでいくとの基本的な方針の下、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会等も見据え、国内外における邦人の安全確保に向け、各種テロ対策の一層の徹底・強化を図るとともに、特に次の対策を喫緊の課題として推進するものとする。

- 1 情報収集・分析等の強化
- 2 海外における邦人の安全の確保
- 3 水際対策の強化
- 4 重要施設等の警戒警備及びテロ対処能力の強化
- 5 官民一体となったテロ対策の推進
- 6 テロ対策協力のための国際協力の推進

*14 「2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針（平成27年11月27日閣議決定）」

3 大会の円滑な準備及び運営

①セキュリティの万全と安心安全の確保

テロ対策については、テロリストグループやそれに共鳴する個人等によって敢行される国内外でのテロの脅威が現実のものとなっており、また、大会が世界の注目を集め多数の要人の観戦も予想されることからテロの発生が懸念されるところ、政府の各種決定を確実に推進し、情報収集・分析、水際対策、周辺会場・上空を含む競技会場等の警戒警備、テロ対処能力等を強化するとともに、官民一体となったテロ対策及び国際協力を強力に推進する。

*15 「パリにおける連続テロ事案等を受けたテロ対策の強化・加速化等について（平成27年12月4日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定）」

・近年、シリア、チュニジア等において、邦人がテロの犠牲となる事案等が発生し、I S I Lが日本をテロの標的として名指ししている中、本年11月、フランス・パリにおける連続テロ事案が発生するなど、現下のテロ情勢は非常に厳しい状況にあり、我が国に対するテロの脅威は現実のものとなっている。

・また、我が国では、(中略)、2019年ラグビーワールドカップ、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されることも踏まえ、テロ対策を一層強化する必要がある。

・政府は、本年1月及び2月に発生したシリアにおける邦人殺害テロ事件等を受けて決定した「邦人殺害テロ事件等を受けたテロ対策の強化について」（平成27年5月29日付け国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定）に掲げられた各種テロ対策に取り組んできているところであるが、現下の非常に厳しいテロ情勢を踏まえ、特に以下の各種対策について強化・加速化していくとともに、国際テロ対策の強化に係る継続的な検討体制を構築し、テロ対策に万全を期することとする。

I 各種テロ対策の強化・加速化

- 1 情報収集・分析等の強化
- 2 水際対策の強化
- 3 重要施設・ソフトターゲット等の警戒警備及びテロ対処能力の強化
- 4 官民一体となったテロ対策の推進
- 5 海外における邦人の安全の確保
- 6 テロ対策協力のための国際協力の推進

II 国際テロ対策強化に係る継続的な検討

*16 「第190回国会における内閣総理大臣施政方針演説（平成28年1月22日）」

・先般、北朝鮮が核実験を強行したことは、断じて容認できません。強く非難します。安保理決議への明確な違反であり、国際社会と連携して、断固たる対応を取ってまいります。「対話と圧力」、「行動対行動」の原則を貫きながら、拉致問題の解決に全力を尽くします。拉致、核、ミサイルの諸懸案の包括的な解決に向けて具体的な行動を取るよう、北朝鮮に強く求めます。

・国民の命と平和な暮らしを守り抜くという政府の最も重い責任を、しっかりと果たしてまいります。

・国際社会と共にテロとの闘いを進めます。水際対策の強化など国内のテロ対策、危機管理を強化し、安全の確保に万全を期してまいります。

*17 「最近の内外情勢」

公安調査庁ホームページ (http://www.moj.go.jp/psia/kouan_naigai_index.html) を参照。

*18 「内外情勢の回顧と展望」

公安調査庁ホームページ (http://www.moj.go.jp/psia/kouan_kaiko_index.html) を参照。

*19 「国際テロリズム要覧」(Web版)

公安調査庁ホームページ (<http://www.moj.go.jp/psia/ITH/>) を参照

*20 「世界のテロ等発生状況」

公安調査庁ホームページ (<http://www.moj.go.jp/psia/terrorism/index.html>) を参照。

*21 「N C F T A」

National Cyber-Forensics and Training Alliance。F B I, 民間企業, 学術機関を構成員として米国に設立された非営利団体。サイバー犯罪に係る情報の集約・分析, 海外を含めた捜査機関等の職員に対するトレーニング等を実施。

*22 「アタッシェ」

各府省等から派遣され, 在外公館に勤務する職員

平成27年度政策評価書要旨

(法務省27- (9))

施策名	国籍・戸籍・供託事務の適正円滑な処理 (政策体系上の位置付け：Ⅲ-9-(2)) (評価書163頁)					
施策の概要	我が国における身分関係の安定及び国民の権利の保全を図るため、国籍・戸籍・供託に関する法制度を整備し、これを適正・円滑に運営する。					
達成すべき目標	<ul style="list-style-type: none"> ・国籍事務¹を適正かつ厳格に処理する。 ・法定受託事務²である戸籍事務の法令適合性及び全国統一性が確保されるように市区町村長に対して適切な指導・助言をする。 ・供託申請者等の利便性を向上させるとともに、供託所職員の業務処理の適正化を図るため、オンラインによる供託手続を推進する。 					
施策の予算額・執行額等	区分	25年度	26年度	27年度	28年度	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	1,791,165	1,834,091	1,955,521	1,921,948
		補正予算(b)	△70,772	0	0	—
		繰越し等(c)	0	0	0	
		合計(a+b+c)	1,720,393	1,834,091	1,955,521	
執行額(千円)	1,696,280	1,791,629	1,904,401			
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	○「世界最先端IT国家創造宣言」(平成25年6月14日閣議決定) Ⅲ-3-(1) 利便性の高い電子行政サービスの提供 ³					

測定指標	平成27年目標	達成
1 帰化許可申請及び国籍取得届の適正・厳格な処理	帰化許可申請に対する帰化許可・不許可の処理及び改正国籍法施行後の国籍取得届の審査を適正・厳格に行う。	達成

施策の進捗状況(実績)

帰化許可申請に対し、国籍法で規定する帰化条件を具備していない疑いがある場合には、調査を尽くしたほか、国籍取得届については、改正された国籍法⁴及び国籍法施行規則⁵の趣旨にのっとり適正な審査を継続して行った。

なお、帰化許可者数及び帰化不許可者数の総数が帰化許可申請者数と一致しないのは、取り下げられた申請があるほか、申請された年において、許可・不許可の決定がされるとは限らないためである。

参考指標	実績値				
	23年	24年	25年	26年	27年

1 帰化許可申請者数（人）	11,008	9,940	10,119	11,337	12,442
2 帰化許可者数（人）	10,359	10,622	8,646	9,277	9,469
3 帰化不許可者数（人）	279	457	332	509	603
4 改正国籍法施行（平成21年1月1日）後の国籍取得者数（人）	1,207	1,137	1,030	1,131	1,089

測定指標	平成27年度目標	達成
2 市区町村からの受理又は不受理の照会等 ^{*6} への適正な対応	市区町村からの受理又は不受理の照会等に対し適正に対応し、戸籍に不実の記載がされることを防止するとともに、国民の親族的身分関係を正確に公証する。	達成

施策の進捗状況（実績）

市区町村からの受理又は不受理の照会は2,021件であり、適切に対応した。
また、戸籍事務従事職員にその職務の遂行に必要な知識及び技能を習得させる目的で、市区町村に対する研修及び現地指導を行った。

参考指標	実績値				
	23年	24年	25年	26年	27年
1 市区町村からの受理又は不受理の照会件数（件）	3,011	2,677	2,449	2,327	2,021
2 市区町村戸籍事務従事職員研修 ^{*7} の延べ実施日数（日）	604	597	617	588	605
3 市区町村戸籍事務従事職員研修の延べ受講者数（人）	9,856	10,119	10,194	9,959	9,643
4 現地指導実施回数 ^{*8} （回）	1,828	1,819	1,824	1,840	1,796
5 現地指導実施率 ^{*9} （％）	97	96	96	97	95

測定指標	平成27年度目標値					達成
3 供託手続のオンライン利用率 ^{*10} （％）の向上 （大量供託事件 ^{*11} を除外）	平成26年度利用率以上					達成
	基準値	実績値				
	26年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度

	17.3	8.9	12.3	17.9	17.3	17.7
参考指標	実績値					
1 供託手続におけるオンライン件数 (大量供託事件を除外)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
	61,387	70,560	96,068	89,805	91,343	

評価結果	目標達成度合い の測定結果	(各行政機関共通区分) 目標達成 ----- (判断根拠) 測定指標 1, 2, 3 は, 各達成すべき目標に照らし, 全て主要なものであると 考えている。 測定指標については, 全て目標を達成することができたことから, 本施策は「目 標達成」と判断した。
	施策の分析	
	<p>(測定指標の目標達成度の補足)</p> <p>【測定指標 1】</p> <p>帰化申請者に仮装婚姻や不法就労といった国籍法で規定する帰化条件を具備していない疑いがある場合には, 調査を尽くした上で, 許可・不許可の判断を行い, 適正かつ厳格な処理を行った。</p> <p>なお, 平成27年において, 帰化許可者数及び帰化不許可者数が増加しているのは, 主として平成26年の帰化許可申請者数が増加していることに起因するものと考えられる。</p> <p>国籍取得届の審査についても, 虚偽の認知届出による不正な日本国籍の取得を防止するために厳格化を図った改正された国籍法及び国籍法施行規則の趣旨にのっとり, 慎重に行ったほか, 適正かつ厳格な事務処理に資するため, 法務局・地方法務局戸籍・国籍課長会同及び国籍事務担当者打合せ会を開催し, 国籍事務に係る問題点等を協議した。また, 本省及び(地方)法務局における研修の実施や外国法令の情報共有等, 事務処理に必要な知識の伝達により事務担当者の能力の向上を図った。さらに, 警察等関係機関との相互協力を緊密に行いながら, 適正かつ円滑に審査した。</p> <p>以上から, 目標を達成することができたといえる。</p> <p>【測定指標 2】</p> <p>市町村からの受理又は不受理の照会に対する受否指示の件数(以下「受理照会件数」という。)は, 平成27年度は, 2,021件であり, 前年度と比較すると306件減少した。このうち, 渉外事件^{*12}に係るものは, 914件(前年度は1,060件)である。</p> <p>平成27年度の法務局・地方法務局における受理照会件数は, 前年度から減少しているものの, 複雑・困難な渉外事件が占める割合は依然として大きなものとなっている。その原因としては, 国際的な人的交流が活発化したことに伴い, 複雑な渉外的身分関係等の要素を含んだ戸籍事件が増加していることが挙げられる。</p> <p>市区町村の戸籍事務従事職員に対する研修については, 平成27年度における延べ受講者数が9,643人と前年度より316人減少しているが, 延べ実施日数が605日と前年度より17日増加しており, より多くの市区町村の戸籍事務従事職員に対し職務の遂行に必要な知識及び技能の習得の機会を設けたといえる。</p> <p>また, 市区町村に対する現地指導は, 市区町村の戸籍事務処理に対する法務局・地方法務局の指示及び助言をより実効性のあるものとするため, 法務局・地方法務局の戸籍事務担当者が市区町村役場</p>	

へ赴き、適正な処理について直接指導を行うものであり、現地指導実施率は高いものとなっている。
以上から、目標は達成することができたといえる。

(達成手段の有効性、効率性等)

【測定指標 1・2 関係】

達成手段①「国籍・戸籍事務等の運営」において実施している国籍法に基づく事務については、近年、在日韓国・朝鮮人の世代交代に伴う帰化に対する意識の変化、中国・東南アジア諸国、中南米からの近時渡来者の増加、その他我が国の国際化に伴う外国人の増加等を背景として、複雑化、多様化している。そうした中で、仮装婚姻や不法就労といった国籍法で規定している帰化条件を具備していない疑いがある帰化申請者について、より慎重な調査を実施するとともに、国籍取得の届出をする者が虚偽の認知届により不正に日本国籍を取得しようとする者ではないかについて、より慎重に調査を実施し、国籍事務を適正かつ厳格に処理するためには、実際に帰化許可申請及び国籍取得届の調査等国籍事務の処理に当たる職員に、その職務の遂行に必要な知識を習得させ、能力の向上を図ることが欠かせない。以上のことから、会同、事務担当者打合せ会、研修の実施や情報共有等の取組は、国籍事務の適正・厳格な処理を図るために必要性かつ有効性が高いものとする。

同達成手段において実施している戸籍法に基づく事務については、近年、国際的な人的交流が活発化したことに伴い、複雑な渉外的身分関係等の要素を含んだ戸籍事件が増加している。そうした中で、市区町村からの受理又は不受理の照会等に対し適正かつ迅速に対応し、戸籍に不実の記載がされることを防止するとともに、国民の親族的身分関係を早期かつ正確に公証するためには、実際に戸籍事件の事務処理に当たる市区町村の戸籍事務従事職員にその職務の遂行に必要な知識及び技能を習得させることが欠かせない。以上のことから、受理照会、研修、現地指導等の取組は、戸籍事務の円滑な処理並びに法令適合性及び全国統一性の確保を図るために必要性かつ有効性が高いものとする。

【測定指標 3 関係】

達成手段②「供託事務の運営」において実施している①供託申請における電子署名付与の不要化、②法人のする供託申請における資格証明書の提示等の省略、③供託書正本取得の選択化、④供託書正本に係る電磁的記録の保存規定を内容とする供託規則の改正（平成23年12月7日公布、平成24年1月10日施行）及びオンラインによる供託手続の申請等を行うシステムの法務省オンライン申請システムから登記・供託オンライン申請システムへの切替えは、システム処理の性能を向上させるとともに、供託申請者等にとっての使い勝手の向上につながっている。また、供託書正本作成時のスキャナ読み取りが不要であるオンラインによる供託の推進により、スキャナ読み取り誤りを防ぐことができるなど、供託所職員の業務処理の適正化に資することにもつながっており、当該達成手段は、有効な手段であったと評価することができる。

(行政事業レビューの結果の活用状況)

本施策は、平成27年度行政事業レビューにおいて、「各経費について執行実績を踏まえた見直しを行い、経費の削減を図るべきである。」との指摘を受けたところ、各種システムの消耗品費、機器借料及び運用経費等について、執行実績を踏まえた見直しを行うことにより、約1,800万円節減した。

次期目標等への反映の方向性

【施策】

我が国における身分関係の安定及び国民の権利の保全を図るため、現在の目標を維持しながら、引き続き国籍・戸籍・供託に関する法制度を整備し、これを適正・円滑に運営する。

【測定指標 1】

日本国籍は、我が国の構成員としての資格であるとともに、我が国において基本的人権の保障、公的資格の付与、公的給付等を受ける上で意味を持つ重要な法的地位である。国籍事務は、当該資格・法的地位という包括的な身分関係が変動するという重大な影響を及ぼす事務であることから、できる限り早期に当該資格・法的地位の安定を図る必要がある。また、平成21年1月1日の改正国籍法施行

に伴う虚偽の認知届出による不正な日本国籍の取得を防止するため、関係機関との相互協力を緊密にして、適正かつ厳格に処理する必要がある。よって、今後も引き続き、帰化許可申請に対する帰化許可・不許可の処理及び改正国籍法施行後の国籍取得届に対する受理・不受理の処理を適正・厳格に行っていく。

【測定指標 2】

戸籍は、国民の親族的身分関係を公証する基本的な制度であり、その事務を適正に処理することにより、国民の親族的身分関係を正確に公証する必要がある。特に、平成20年5月1日に施行された改正戸籍法は、戸籍公開制度の厳格化、戸籍の記載の真実性の担保を趣旨とするものであり、また、昨今の社会的課題への対応として、縁組意思を欠いた養子縁組届による虚偽の戸籍記載を未然に防止するための対策も採られるなどしている。このように、戸籍制度を取り巻く環境が大きく変化している現状を十分に認識し、引き続き法定受託事務である戸籍事務の法令適合性及び全国統一性が確保されるよう市区町村長に対して適切な指導・助言をしていく。

【測定指標 3】

供託手続については、オンライン申請の推進を図ることによって、より多くの供託申請者等に利便性を享受させることができるとともに、オンライン申請の場合は、書面申請とは異なり、供託書のスキャナ読み取り作業はなく、供託書正本を作成する上での供託金額の読み取り誤りがなくなり、業務処理の適正化を図ることができることから、引き続き、オンラインによる供託手続を推進していく。

学識経験を有する者の知見の活用	1 実施時期 平成28年7月1日 2 実施方法 会議 3 意見及び反映内容の概要 なし
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	
---------------------------	--

備考	<p>【行政事業レビュー点検結果の平成29年度予算概算要求への反映内容】</p> <p>雑役務費について、諸外国の身分関係法制調査研究委託等の事業計画の見直しにより経費の縮減を図った。</p> <p>また、戸籍副本管理システム運用サポート経費について、執行実績を反映し、戸籍副本管理システム機器等の借料について、再リースすることなどにより経費の縮減を図った。</p> <p>さらに、供託金利子について、執行実績等を踏まえた見直しを行うことにより、経費の節減を図った。</p>
----	---

担当部局名	民事局民事第一課，商事課	政策評価実施時期	平成28年8月
-------	--------------	----------	---------

*1 「国籍事務」

外国人が日本国籍を取得しようとする場合の帰化に関する事務，届出による日本国籍取得に関する事務，日本国籍と外国国籍とを有する者の日本国籍離脱に関する事務，重国籍者の国籍選択に関する事務，国籍認定に関する事務及び国籍に関する相談等の事務

*2 「法定受託事務」

法律又はこれに基づく政令により都道府県，市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち，国が本来果たすべき役割に係るものであって，国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの（地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第9項第1号。「第1号法定受託事務」という。）をいう。戸籍に関する事務については，戸籍法第1条第2項において第1号法定受託事務とする旨を定めている。

*3 「世界最先端 I T 国家創造宣言（平成25年6月14日閣議決定）」

Ⅲ－3－(1) 利便性の高い電子行政サービスの提供

オンラインサービスの設計に当たっては，利便性向上と全体の効率化を図るため，サービスのバリューチェーン全体を通じて電子化することを目指すとともに，マーケティング手法等を活用しつつ，利用者中心のサービス設計を行い，適切なチャネルでサービスを提供する。

*4 「改正された国籍法」

出生後に日本人の親に認知された子の届出による国籍取得（国籍法第3条の国籍取得届）について，改正前の国籍法では，日本人の父から認知されていることに加え，父母の婚姻が要件とされていたが，平成21年1月1日施行の改正国籍法では，父母の婚姻の要件が削除され，認知がされていることのみで国籍を取得することが可能となった。

*5 「改正された国籍法施行規則」の主な内容

国籍法第3条第1項の定める国籍取得の届出を審査するに当たっては，虚偽の認知によって国籍が不正に取得されることを防止するために，実親子関係を認めるに足る書類（認知に至った経緯等を記載した父母の申述書，子を懐胎した時期に係る父母の渡航履歴を証する書面等）を提出させる（国籍法施行規則第1条第5項）など，審査が厳格化された。

*6 「市区町村からの受理又は不受理の照会等」

市区町村において，戸籍事務の取扱いに関して疑義が生じたときに，管轄法務局，地方法務局又はその支局の長に対して行う照会等をいう。

*7 「市区町村戸籍事務従事職員研修」

法務局・地方法務局が主体となって実施している市町村の戸籍従事職員を対象とした戸籍に関する研修

*8 「現地指導実施回数」

法務局・地方法務局の戸籍事務担当者が市区町村役場へ赴き，直接事務指導を行った回数をいう。

*9 「現地指導実施率」

現地指導を行った市区町村数を総市区町村数で除した値をいう。

*10 「供託手続のオンライン利用率」

オンライン件数（オンライン申請と書面申請電子納付の合計）を供託事件総数で割った率（大量供託事件を除外）

*11 「大量供託事件」

ある特定人が特定の供託根拠法令に基づき大量に申請をする供託事件及びその事件に関してする払渡請求事件をいう。

平成23年度において，著作権法に基づく大量供託が59,277件及び株式併合に伴う全国的な大量供託が80,073件，平成24年度において，株式併合に伴う全国的な大量供託が23,975件，平成25年度において，株式併合に伴う全国的な大量供託が15,854件，平成26年度においては，株式併合に伴う全国的な大量供託が12,794件，平成27年度において，著作権法に基づく大量供託が43,169件あった。

*12 「涉外事件」

事件本人の全部若しくは一部が外国人であるもの又は親族的身分行為の行為地等が外国である事件をいう。

平成27年度政策評価書要旨

(法務省27-(10))

施策名	人権の擁護 (政策体系上の位置付け：Ⅲ-10-(1)) (評価書169頁)					
施策の概要	人権が尊重される社会の実現に寄与するため、人権尊重思想の普及高揚並びに人権侵害による被害の救済及び予防を図るなど、国民の人権の擁護を積極的に行う。					
達成すべき目標	<ul style="list-style-type: none"> ・国民一人一人の人権に関する理解・関心の度合いに応じた人権啓発活動を行うことにより、国民一人一人の人権意識を高め、人権尊重思想の普及高揚を図る。 ・人権相談体制の整備を通じて、気軽に相談できる機会を広く提供し、人権侵害に関わる問題に幅広く対応するほか、調査救済体制の整備を通じて、人権侵害事案の迅速的確な調査及び適切な救済措置を行うことにより、被害の救済及び予防を図る。 					
施策の予算額・執行額等	区分	25年度	26年度	27年度	28年度	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	3,195,780	3,295,909	3,293,684	3,260,812
		補正予算(b)	0	0	0	—
		繰越し等(c)	0	0	0	/
		合計(a+b+c)	3,195,780	3,295,909	3,293,684	
執行額(千円)	3,178,706	3,277,731	3,245,822			
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	○人権教育・啓発に関する基本計画(平成14年3月15日閣議決定、平成23年4月1日一部変更) ^{*1}					

測定指標	平成27年度目標	達成
1 国民一人一人の人権に関する理解・関心の度合いに応じた人権啓発活動の実施状況	国民の幅広い層に対して、人権に関心をもってもら参加型及び発信型の多様な人権啓発活動を実施する。	達成
施策の進捗状況(実績)		
国が中心となって、国民一人一人の人権意識を高め、人権への理解を深めてもらうため、その時々に応じた人権課題を取り上げて啓発活動を実施した。また、国民一人一人の人権に関する理解・関心の度合いに応じ、幅広い層に対して啓発を行うことを目的として、ポスター、新聞広告、地域総合情報誌、テレビ・ラジオスポットCM、インターネット広告等の多様な媒体や、人権教室 ^{*2} 、人権の花運動 ^{*3} 、全国中学生人権作文コンテスト ^{*4} 、シンポジウム等の様々な手法を用いて、参加型及び発信型の啓発活動を実施した。		
参考指標	実績値	

		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
1 人権教室の実施状況	実施回数 (回)	13,123	15,863	16,163	19,871	20,946
	参加者数 (人)	506,802	630,879	650,493	796,748	856,935
2 人権の花運動の実施状況	参加学校 (団体)数	3,661	3,844	3,845	3,816	3,669
	参加者数 (人)	513,878	518,530	526,129	483,788	470,540
3 全国中学生人権作文コンテストの実施状況	応募校数 (校)	6,682	6,819	6,930	7,083	7,584
	応募者数 (人)	893,258	937,287	941,146	953,211	973,865
4 スポーツ組織と連携協力した人権啓発活動の実施状況	実施都道府県数	29	35	41	40	42
5 ハンセン病に関するシンポジウムの実施状況	参加者数 (人)	1,100	920	480 ※1	800	700
6 人権シンポジウム ^{*5} の実施状況（平成22年度までは人権啓発フェスバル ^{*6} の一部であったため、人権啓発フェスティバルの参加者数）	参加者数 (人)	544	964	636	615	914
7 新聞掲載回数		5,478	5,698	6,032	5,840	5,135
8 テレビ・ラジオ放送回数		101,813	23,823 ※2	30,221	19,754	20,277
9 ポスター配布枚数		221,875	189,152	340,412	230,066	255,970

(※1) 前年度比で大幅に数字が減少しているのは、平成25年度は台風の影響により本シンポジウムが1回中止されたことによる（例年2回実施）。

(※2) 前年度比で大幅に数字が減少しているのは、ケーブルテレビ会社が実施していたテロップ放送の無料サービスが終了したことによる。

測定指標	平成27年度目標	達成
2 人権相談・調査救済体制の整備	法務局等における常設人権相談所のほか、デ	達成

	<p>パートや公共施設等における特設人権相談所やインターネットによる相談窓口など、面談、電話、インターネット等様々な手段を利用し、人権侵害に関わる問題に幅広く対応するために、人権相談体制の整備を図る。</p> <p>また、人権相談等により人権侵害の疑いがある事案を把握した場合は、速やかに調査救済手続に移行し、個々の事案に応じた迅速かつ確な救済措置を講じ、被害の救済及び予防を図るために、調査救済体制の整備を図る。</p>
--	---

施策の進捗状況（実績）

法務局，デパート，公民館等における面談・電話による人権相談，専用相談電話（子どもの人権110番^{*7}，女性の人権ホットライン^{*8}）による人権相談，インターネットを利用した人権相談（インターネット人権相談受付窓口）を行うとともに，全国の小・中学生の児童・生徒全てに「子どもの人権SOSミニレター^{*9}」を配布し，相談に応じたほか，社会的弱者である子ども，女性，高齢者，障害者に対しては，別途，人権相談強化週間を設け，手厚く対応を行った。

また，学校におけるいじめや体罰等の人権侵害の疑いのある事案について，人権侵犯事件として調査を行い，適切な措置を講じた。

参考指標	実績値				
	23年	24年	25年	26年	27年
1 人権相談件数（全体）（件）	266,665	266,489	256,447	253,414	236,403
2 「子どもの人権110番」における相談件数（件）	25,914	28,384	28,847	25,711	25,195
3 「女性の人権ホットライン」における相談件数（件）	22,008	21,720	21,119	21,033	21,123
4 児童・生徒から送付された「子どもの人権SOSミニレター」の通数（通）	22,329	20,144	18,272	17,626	16,710
5 社会福祉施設等における特設人権相談所の開設件数（件）	513	606	671	584	605
6 インターネットによる相談件数（件）	5,500	7,384	8,776	— ※3	— ※3
7 人権侵犯事件の対応件数（件）	22,072	22,694	22,172	21,718	21,044

（※3） インターネット人権相談システムのサーバに障害が発生し，平成26年9月から平成27年3月までの間運営を停止していたため，比較対象となる相談件数を積算することができなかったことによる。

目標達成度合い の測定結果	（各行政機関共通区分）目標達成 ----- （判断根拠）
------------------	------------------------------------

評価結果	<p>測定指標 1, 2 は、各達成すべき目標に照らし、全て主要なものであると考えている。</p> <p>測定指標 1, 2 は、いずれも目標を達成することができたことから、本施策は「目標達成」と判断した。</p>
	<p>施策の分析</p>
	<p>(測定指標の目標達成度の補足)</p> <p>【測定指標 1】</p> <p>平成27年度においては、参加型の啓発活動として、参考指標 1, 2 及び3のとおり、人権教室に85万6,935名、人権の花運動に47万540名、全国中学生人権作文コンテストに97万3,865名の参加を得るなど、児童・生徒を中心とする啓発活動を積極的に実施した。このほか人権シンポジウムを、「障害のある人と人権」及び「震災と人権」をテーマに合計3回実施するなど、幅広い課題について啓発活動を行った。</p> <p>また、発信型の啓発活動として、ハンセン病に対する偏見や差別の歴史について関係者の貴重な証言と資料映像を記録した人権啓発教材の作成、国際人権を題材とした人権啓発ビデオの作成、タレントの麻尋えりか氏を起用した映像コンテンツを作成し、動画共有サイトにおける配信等を行った。</p> <p>このほか、各種人権課題に対する理解を深めるための人権教室等での活用を念頭に置き、人権啓発ワークショップ事例集、障害のある人の人権に関する啓発用冊子及びインターネットと人権に関する啓発用冊子を作成した。さらに、全国中学生人権作文コンテスト入賞作品の英訳作文集を作成するなど、国際社会に対して積極的に法務省の人権擁護機関の取組を発信した。</p> <p>加えて、特に重要な人権課題への取組として、いわゆる「ヘイトスピーチ」に焦点を当てた啓発活動として、インターネット広告の実施、ポスター・リーフレットの作成及び配布、スポット映像の動画共有サイトにおける配信等を行ったほか、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催等に向けて、「外国人の人権」や「多文化共生」等をテーマとした「外国人の人権ポスターキャッチコピーコンテスト」を実施し、最優秀作品を用いたポスターを作成及び配布した。</p> <p>以上のとおり、多種多様な媒体や手法を通じ、国民の幅広い層に対して参加型及び発信型の各種啓発活動を実施したことから、目標を達成できたと評価できる。</p> <p>【測定指標 2】</p> <p>平成27年においては、参考指標 1 及び7のとおり、23万6,403件（対前年比で1万7,011件（6.7パーセント）減少）の人権相談を受け、人権相談等で認知した人権侵犯の疑いのある事案2万999件（対前年比で719件（3.3パーセント）減少）については、人権侵犯事件として立件して調査を行い、適切な措置を講じた。人権相談件数及び人権侵犯事件数自体は前年比減となったものの、依然として高い水準で推移している。また、平成26年は人権侵犯事件として新規に調査を開始した件数（2万718件）と処理した件数が同数であったが、平成27年は処理した件数（2万1,044件）が新規に調査を開始した件数を上回っていることから、調査を開始した事件を、より迅速に処理したことがうかがえる。</p> <p>以上のことから、人権相談及び調査救済体制の整備を図るとい目標は、達成できたと評価できる。</p> <p>(達成手段の有効性、効率性等)</p> <p>【測定指標 1 関係】</p> <p>達成手段③「全国的視点に立った人権啓発活動の実施」、達成手段④「人権関係情報提供活動等の委託等」、達成手段⑤「地域人権問題に対する人権擁護活動の委託」においては、参加型の啓発活動（人権教室、人権の花運動、全国中学生人権作文コンテスト等）及び発信型の啓発活動（新聞、テレビ・ラジオ、ポスター）を実施し、いずれに関する参考指標においても、おおむね平成26年度を上回る又は同水準の参加者数、実施回数となった。</p> <p>啓発活動を行う手法や媒体を限定すると、啓発対象も限定されるところ、多種多様な媒体や手法を用いたことから、国民の人権に関する理解や関心に応じて、幅広い層に対して啓発活動を実施するこ</p>

とができた。

また、近年の社会的情勢を踏まえ、昨年度に引き続きインターネットによる人権侵害や、東日本大震災に伴う人権侵害を中心に取上げたことに加え、いわゆる「ヘイトスピーチ」や「多文化共生」等の外国人の人権に関する啓発活動を行い、国民の関心・周知の必要性に応じた啓発活動を実施した。

さらに、行政事業レビューにおける点検結果を踏まえ、より効率的な事業となるよう契約方法等の見直しを行って経費の節減に努めたほか、人権啓発活動の効果検証の在り方については、より効果的・効率的なものとなるよう見直しを行ったところであり、引き続き効果検証結果の分析により、事業計画の改善に向けて検討を続けているところである。

これらの取組により、国民一人一人の人権意識を高め、人権尊重思想の普及高揚を図るという目標達成に有効・効率的に寄与したものと考える。

【測定指標 2 関係】

達成手段①「人権侵害による被害者救済活動の実施」において実施した人権相談及び調査救済体制の整備により、子ども、女性、高齢者・障害者を始め、人権に関する悩みを抱えている多くの方々に相談と問題解決の機会を提供し、多種多様な人権侵犯事件について事案に応じた適切な対応を行うことができた。

また、新規に救済手続を開始した人権侵犯事件の内訳を見ると、インターネットを利用した人権侵犯事件が1,736件（対前年比で21.5パーセント増加）、労働権に関する人権侵犯事件が2,488件（対前年比で10.8パーセント増加）、学校におけるいじめに関する人権侵犯事件が3,883件（対前年比で3.2パーセント増加）と、それぞれ前年から増加している。

平成27年の特徴的な動向としては、インターネットを利用した人権侵犯事件に関する人権侵犯事件の件数が昨年に引き続き過去最高となっており、10年前である平成17年の件数（272件）と比較すると6.4倍の増加である。

これらのことから、国民や社会のニーズが高い人権課題や時勢に応じて新たに発生・増加する人権侵害事案に対しても人権相談ができる環境を整えることにより、人権侵害事案の発生を広く把握し、速やかに調査・救済手続につなげ、人権侵害事案の迅速的確な調査を行うとともに適切な救済措置を講じるという目標達成に有効に寄与したものと考える。

また、人権相談においても、事業の効率化の観点から見直しを図ることにより、経費の縮減を図った。

次期目標等への反映の方向性

【施策】

今日においても、子ども、高齢者、障害のある人への虐待、配偶者・パートナーからの暴力、自殺に至るような深刻な「いじめ」など、人権が侵害される事案は後を絶たない。また、最近では、インターネットを悪用した人権侵害や、「ヘイトスピーチ」事案など外国人の人権問題が大きな社会問題となっている。このような現状において、全ての人が互いの人権を尊重しながら共に生きる社会の実現がより一層求められている。

こうした社会の実現のために、国民の一人一人が人権尊重の理念を正しく理解することが重要であり、こうした理解を深めるため、国民一人一人の人権に関する理解・関心の度合いに応じた不断の人権啓発活動の実施が必要である。

また、このような社会の実現のためには、人権侵害事案が発生した場合に被害の救済及び予防を図ることが重要であり、人権相談体制の整備を通じて、気軽に相談できる機会を広く提供し、人権侵害に関わる問題を幅広く把握し、これに適切に対応するほか、人権侵害事案について、調査救済体制の整備を通じて、迅速的確な調査を行うとともに、適切な救済措置を講ずる必要がある。

以上のことから、本施策については、現在の目標を維持し、引き続き各取組を推進していくこととする。

【測定指標 1, 2】

今後も、その時々々の社会情勢に応じた人権課題を取り上げ、国が中心となって、国民一人一人の人

権意識を高め、人権への理解を深めてもらうための啓発活動を実施していく。

また、より幅広い層に対し、多種多様な手法や媒体を通じて、人権啓発活動等を実施していく。

さらに、人権相談・調査救済体制の整備については、引き続き、気軽に人権相談ができる環境を整え、人権侵害事案の発生を広く把握し、迅速的確な調査及び適切な救済措置を講じるとともに、社会的要請にも適切に応じた相談・調査救済処理の実施に係る施策を推進していく。

学識経験を有する者の知見の活用	1 実施時期 平成28年7月1日 2 実施方法 会議 3 意見及び反映内容の概要 なし
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	○評価の過程で使用したデータや文献等 ・「平成27年度人権啓発活動実施報告書」 （人権擁護局人権啓発課，平成28年3月作成，対象期間：平成27年4月1日～平成28年3月31日） ・「ハンセン病に関するシンポジウム結果報告」 （人権擁護局人権啓発課，平成22年度～平成27年度の各年度で作成，対象期間：平成22年4月1日～平成28年3月31日） ・「第31～35回全国中学生人権作文コンテスト中央大会の表彰等について」 （人権擁護局人権啓発課，平成22年度～平成27年度の各年度で作成，対象期間：平成22年4月1日～平成28年3月31日） ・「子どもの人権110番における相談件数に関する調査」 （人権擁護局調査救済課，平成27年3月作成，対象期間：平成23年1月1日～平成27年12月31日） ・「女性の人権ホットラインにおける相談件数に関する調査」 （人権擁護局調査救済課，平成28年3月作成，対象期間：平成23年1月1日～平成27年12月31日） ・「児童・生徒から送付された子どもの人権SOSミニレターの通数に関する調査」 （人権擁護局調査救済課，平成28年3月作成，対象期間：平成23年1月1日～平成27年12月31日） ・「社会福祉施設等における特設人権相談所の開設件数に関する調査」 （人権擁護局調査救済課，平成28年3月作成，対象期間：平成23年1月1日～平成27年12月31日） ・「インターネットによる人権相談に関する調査」 （人権擁護局調査救済課，平成28年3月作成，対象期間：平成23年1月1日～平成27年12月31日） ・「女性に対する人権侵害事件の対応件数に関する調査」 （人権擁護局調査救済課，平成28年3月作成，対象期間：平成23年1月1日～平成27年12月31日） ・「子どもに対する人権侵害事件の対応件数に関する調査」 （人権擁護局調査救済課，平成28年3月作成，対象期間：平成23年1月1日～平成27年12月31日） ・「高齢者に対する人権侵害事件の対応件数に関する調査」 （人権擁護局調査救済課，平成28年3月作成，対象期間：平成23年1月1日～平成27
---------------------------	--

	<p>年12月31日)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「障害のある人に対する人権侵犯事件の対応件数に関する調査」 (人権擁護局調査救済課, 平成28年3月作成, 対象期間: 平成23年1月1日～平成27年12月31日) ・「インターネット上における人権侵犯事件の対応件数に関する調査」 (人権擁護局調査救済課, 平成28年3月作成, 対象期間: 平成23年1月1日～平成27年12月31日) <p>○評価の過程で使用した公的統計</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権擁護に関する世論調査(平成24年8月調査)(内閣府)
--	---

備考	<p>【行政事業レビュー点検結果の平成29年度予算概算要求への反映内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・単位当たりコスト上昇及び不用額発生の原因となった外国語人権相談ダイヤル関係経費につき、実施手法を見直して経費の削減を図った。 ・人権擁護委員組織体端末整備経費(ネットワーク用パソコン借料)にかかる執行実績を踏まえた見直し等を行い、経費の削減を図った。 ・人権啓発活動の実施に当たっては、効果検証結果を踏まえ、より効果的な活動になるよう事業の見直しを行った。また、人権意識自己診断実施経費については、実施内容の見直しを行うことにより、実施規模の縮減を行い、経費の削減を図った。 ・社会情勢等を踏まえ、震災関係シンポジウムの実施回数及び人権状況調査にかかる対象テーマ・対象人数の見直しを行い、経費の削減を図った。 ・地方公共団体に対し、人権啓発活動の効果検証の実施方法につき改めて指導するとともに、事業の見直し結果を次年度計画に反映させるよう指示した。なお、外国人の人権状況実態調査経費については、その必要性に鑑み、廃止することとした。
----	--

担当部局名	人権擁護局総務課, 調査救済課, 人権啓発課	政策評価実施時期	平成28年8月
-------	------------------------	----------	---------

- *1 「人権教育・啓発に関する基本計画(平成14年3月15日閣議決定, 平成23年4月1日一部変更)」
人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(平成12年法律第147号)第7条に基づき策定された人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画
- *2 「人権教室」
子どもたちが「いじめ」等について考える機会を作ることによって、相手への思いやりの心や生命の尊さを体得してもらうことなどを目的として、主に小学生を対象に行う啓発活動
- *3 「人権の花運動」
児童が協力して花の種子, 球根等を育てることによって、生命の尊さを実感する中で、豊かな心を育み、優しさと思いやりの心を体得することを目的として、主に小学生を対象に行う啓発活動
- *4 「全国中学生人権作文コンテスト」
次代を担う中学生が、人権問題についての作文を書くことによって、人権について理解を深め、豊かな人権感覚を身に付けること、及び入賞作品を周知広報することによって、広く一般に人権尊重思想を根付かせることを目的とした啓発活動(別紙1参照)
- *5 「人権シンポジウム」
様々な人権課題をテーマとしてシンポジウムを実施することにより、広く人権尊重思想の普及高揚を図ることを目的とした啓発活動(別紙2参照)
- *6 「人権啓発フェスティバル」

開催地の法務局・地方法務局等が法務省等の協力を得て、市民参加型の方式を取り入れつつ、幅広い各種の人権啓発活動を一体的・総合的に実施することにより、地域住民の参加を促し、広く人権尊重思想の普及高揚を図ることを目的とした啓発活動

*7 「子どもの人権110番」

全国の法務局・地方法務局に設置されている子どもの人権問題に関するフリーダイヤルの専用相談電話

*8 「女性の人権ホットライン」

全国の法務局・地方法務局に設置されている女性の人権問題に関する専用相談電話

*9 「子どもの人権SOSミニレター」

子どもをめぐる様々な人権問題の解決を図るため、全国の小中学校に「子どもの人権SOSミニレター」（返信用封筒と便箋を一体化し、料金受取人払手続を施したもの）を配布し、子どもから返信されたミニレターを通じて、法務局・地方法務局職員又は人権擁護委員が悩みごとの相談に応じる。

平成27年度政策評価書要旨

(法務省27- (11))

施策名	出入国の公正な管理 (政策体系上の位置付け：V-12-(1)) (評価書202頁)					
施策の概要	我が国の国際交流の推進及び観光立国実現のため、円滑な出入国審査の実施を推進するとともに、安全・安心な社会の実現のため、不法滞在者等 ¹ 対策を推進する。					
達成すべき目標	<ul style="list-style-type: none"> 円滑な出入国審査の実施を推進するため、自動化ゲート²の利用者登録数の増加及び自動化ゲート利用率の向上を図る。 偽装滞在が疑われる者に対し、在留資格取消を厳格に実施することで、不法滞在者等への対策を推進する。 					
施策の予算額・執行額等	区分	25年度	26年度	27年度	28年度	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	18,729,600	19,659,780	20,536,495	19,672,612
		補正予算(b)	1,355,553	362,690	2,529,052	—
		繰越し等(c)	42,683	0	△1,877,804	/
		合計(a+b+c)	20,127,836	20,022,470	21,187,743	
執行額(千円)	19,308,942	19,649,800	20,646,370			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ○出入国管理及び難民認定法(昭和26年10月4日政令第319号)^{*3} ○観光立国実現に向けたアクション・プログラム2015(平成27年6月5日観光立国推進閣僚会議決定)^{*4} ○「世界一安全な日本」創造戦略(平成25年12月10日閣議決定)^{*5} 					

測定指標	平成27年度目標値						達成
1 自動化ゲート利用者登録数(件)	対26年増						達成
	基準値	実績値					
	26年	23年	24年	25年	26年	27年	
	129,684	62,030	69,043	88,671	129,684	181,431	

測定指標	平成27年度目標値						達成
2 自動化ゲート利用率(%)	対26年0.7ポイント増(5.7%)						達成
	基準値	実績値					

	26年	23年	24年	25年	26年	27年
	5.0	2.5	2.9	3.8	5.0	6.8
参考指標	実績値					
	23年	24年	25年	26年	27年	
1 自動化ゲート通過者数（人）	847,348	1,037,352	1,322,434	1,690,557	2,229,976	
2 自動化ゲート設置空港（成田，羽田，中部，関西）における日本人出帰国者数及び外国人の再入国許可による出入国者数の合計（人）	33,452,267	35,784,458	34,416,567	33,712,574	32,965,417	

測定指標	平成27年度目標値						達成
3 在留資格取消件数（件）	対26年増						達成
	基準値	実績値					
	26年	23年	24年	25年	26年	27年	
	286	307	238	269	286	306	
参考指標	実績値						
	23年	24年	25年	26年	27年		
1 中長期在留者 ⁶ 数（人）	1,658,264	1,652,292	1,693,224	1,763,422	1,883,563		
2 不法残留者数（人）※各年1月1日現在	78,488	67,065	62,009	59,061	60,007		

評価結果	目標達成度合いの測定結果	<p>（各行政機関共通区分）目標達成</p> <p>-----</p> <p>（判断根拠）</p> <p>測定指標1，2，3は，各達成すべき目標に照らし，全て主要なものであると考えている。</p> <p>測定指標1，2，3は，いずれも目標を達成することができたことから，本施策は「目標達成」とした。</p>
	施策の分析	
	<p>（達成手段の有効性，効率性等）</p> <p>【測定指標1，2関係】</p>	

達成手段①「出入国管理業務の実施」において、本邦に上陸する外国人の上陸審査や帰国する日本人の確認、出国する日本人・外国人の確認を適正に行うとともに、達成手段⑥「出入国審査システム⁷の維持・管理」及び⑦「外国人の出入国情報の管理」において、出入国審査の記録等の情報をコンピュータ化して電磁的に保管・管理しているところ、達成手段⑤「バイオメトリクスシステム⁸の維持・管理」において運用する自動化ゲートにより、事前に利用者登録した日本人及び一定の要件を満たす留外国人が、一般のブースで入国審査官の対面審査を受けることなく出入（帰）国することを可能にし、またそれにより生じる入国審査官の余力を上陸審査を行う必要がある外国人への対応に振り分けることで、円滑な出入国審査を実施している。

また、達成手段⑤「バイオメトリクスシステムの維持・管理」に係る平成27年度行政事業レビューの外部有識者の所見からも、自動化ゲート利用者登録数及び自動化ゲート利用率の向上が、円滑な出入国審査の実施に対する手段として有効であり、かつ必須であると評価できるところ、有識者協議会等で得られた提言⁹や第5次出入国管理基本計画¹⁰で掲げた基本方針を踏まえ、利用者登録増加のための広報活動を展開しているほか、民間企業等に職員が出張して登録を受け付けるなど、自動化ゲート利用希望者への行政サービスの向上に努めている。

これらの取組の結果、自動化ゲート利用登録者数及び自動化ゲート利用率は前年を大きく上回ったことから、円滑な出入国審査の実施を推進するという目標の達成に有効に寄与したと評価できる。

【測定指標 3 関係】

達成手段①「出入国管理業務の実施」の一環として、平成27年10月に全国の地方入国管理局及び支局の事実の調査担当者による意見交換会、また、12月に入国在留審査業務に従事する職員を対象とする実態調査・事実の調査に係る研修を行い、偽装滞在者対策に資する事実の調査¹¹に必要な見識を深めるとともに、事実の調査の積極的な実施に努めた。また、達成手段②「中長期在留者住居地届出等事務の委託」の適正な運用により、在留外国人の在留状況を迅速かつ確に把握し、偽装滞在者対策としての在留資格取消業務に活用している。

これらの取組の結果、前年に比べより多くの偽装滞在者を発見することができ、在留資格取消件数も前年を20件上回ったことから、不法滞在者等への対策を推進するという目標の達成に有効に寄与したと評価できる。

次期目標等への反映の方向性

【施策】

我が国の国際交流の推進及び観光立国実現のため、現在の目標を維持し、引き続き、各取組を推進していく。

【測定指標 1, 2】

引き続き、広報・周知活動により一層取り組むとともに、民間企業等に職員が出張して登録を受け付けるなど、自動化ゲート利用希望者への行政サービスの向上に努め、利用登録者を増やしていく。

また、有識者会議から、自動化ゲートの増設や「信頼できる渡航者」の自動化ゲート利用等の提言があったことを踏まえ、「信頼できる渡航者」を自動化ゲートの対象とする新たな枠組み¹²の構築や、各空港における自動化ゲートの増設等についても検討していく。

【測定指標 3】

引き続き、事実の調査を数多く実施するとともに、在留管理に必要な情報の迅速かつ正確な把握に努める。さらに、事実の調査の結果、偽装滞在が疑われる者については、在留資格取消制度を積極的に適用していく。

学識経験を有する者の知見の活用

- 1 実施時期
平成28年7月1日
- 2 実施方法
会議

	3 意見及び反映内容の概要 なし
--	---------------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>○評価の過程で使用したデータや文献等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「自動化ゲート利用者登録数の推移」 (入国管理局出入国管理情報企画官, 対象期間: 平成23年1月1日～平成27年12月31日) ・「自動化ゲート利用率の推移」 (入国管理局出入国管理情報企画官, 対象期間: 平成23年1月1日～平成27年12月31日) ・「在留資格取消件数の推移」 (入国管理局入国在留課, 対象期間: 平成23年1月1日～平成27年12月31日) ・「訪日外国人2500万人時代の出入国管理行政の在り方に関する検討結果(報告)」 (第6次出入国管理政策懇談会, 平成25年5月20日) ・「今後の出入国管理行政の在り方」(第6次出入国管理政策懇談会, 平成26年12月26日) ・「第5次出入国管理基本計画」(法務省, 平成27年9月15日)
---------------------------	--

備考	<p>【行政事業レビュー点検結果の平成29年度予算概算要求への反映内容】</p> <p>リース契約の期間が満了するシステム機器について、リース期間満了後もその契約を延伸することによって借料の縮減を図った。</p>
----	--

担当部局名	入国管理局総務課企画室	政策評価実施時期	平成28年8月
-------	-------------	----------	---------

*1 「不法滞在者等」

不法残留者（正規の手続を経て在留資格を取得後、許可された在留期間を超えて不法に滞在する者）や不法入国者（密航等により入国した者など正規の上陸手続を経ずに我が国に滞在する者）等の不法滞在者に加えて、偽装結婚、偽装留学、偽装就労など、偽変造文書や虚偽文書を行使するなどして身分や活動目的を偽り、あたかも在留資格のいずれかに該当するかのごとく偽装して不正に在留許可を受け、実際には不法に就労等するいわゆる偽装滞在者も含む。

*2 「自動化ゲート」

自動化ゲートとは、あらかじめ入国管理局に指紋等の個人識別情報（バイオメトリクス）を提供して利用者登録を行った日本人及び一定の要件（再入国許可を受けている等）に該当する外国人が、出入（帰）国時に、自分で旅券や指紋を機械に読み取らせることで、機械が旅券と指紋を照合して本人確認を行い、自動的に出入（帰）国手続を行うことができるシステムのことであり、平成19年11月に成田空港に設置され、続いて平成21年9月に中部空港及び関西空港、平成22年10月には羽田空港に設置されている。

*3 「出入国管理及び難民認定法（昭和26年10月4日政令第319号）」

第9条

4 入国審査官は、次の各号のいずれにも該当する外国人が第7条第1項に規定する上陸のための条件に適合していると認定したときは、氏名、上陸年月日、上陸する出入国港その他の法務省令で定める事項を上陸許可の証印に代わる記録のために用いられるファイルであつて法務省令で定める電子計算機に備えられたものに記録することができる。この場合においては、第1項の規定にかかわらず、同項の証印をすることを要しない。

一 第7項の規定による登録を受けた者であること。

二 上陸の申請に際して、法務省令で定めるところにより、電磁的方式によつて個人識別情報を提供していること。

7 法務大臣は、本邦に在留する外国人で本邦に再び上陸する意図をもつて出国しようとするものが、次の各号（特別永住者にあつては、第3号を除く。）のいずれにも該当し、かつ、その上陸しようとする出入国港において第4項の規定による記録を受けることを希望するときは、法務省令で定めるところにより、その旨の登録をすることができる。

一 第26条第1項の規定により再入国の許可を受けている者又は第61条の2の12第1項の規定により交付を受けた難民旅行証明書を所持している者であること。

二 法務省令で定めるところにより、電磁的方式によつて個人識別情報を提供していること。

三 当該登録の時に、第5条第1項各号のいずれにも該当しないこと。

第19条の19 法務大臣は、中長期在留者に関する情報の継続的な把握のため必要があるときは、この款の規定により届け出ることとされている事項について、その職員に事実の調査をさせることができる。

2 入国審査官又は入国警備官は、前項の調査のため必要があるときは、関係人に対し、出頭を求め、質問をし、又は文書の提示を求めることができる。

3 法務大臣、入国審査官又は入国警備官は、第1項の調査について、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

第59条の2 法務大臣は、第7条の2第1項の規定による証明書の交付又は第12条第1項、第19条第2項、第20条第3項本文（第22条の2第3項（第22条の3において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第21条第3項、第22条第2項（第22条の2第4項（第22条の3において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第26条第1項、第50条第1項若しくは第61条の2の11の規定による許可若しくは第22条の4第1項の規定による在留資格の取消しに関する処分を行うため必要がある場合には、入国審査官に事実の調査をさせることができる。

2 入国審査官は、前項の調査のため必要があるときは、外国人その他の関係人に対し出頭を求め、質問をし、又は文書の提示を求めることができる。

3 法務大臣又は入国審査官は、第1項の調査について、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

*4 「観光立国実現に向けたアクション・プログラム2015（平成27年6月5日観光立国推進閣僚会議決定）」

4 先手を打つての「攻め」の受入環境整備

（1）空港ゲートウェイ機能の強化、出入国手続の迅速化・円滑化

<出入国手続の迅速化・円滑化>

・以下の取組により、2016年度までに空港の入国審査に要する最長待ち時間を20分以下に短縮することを目指す。

（前略）

・日本人の自動化ゲート利用者数の増加を図るとともに、更なる大幅な増加に向けて、日本人出帰国審査における顔認証技術の導入を速やかに検討する。

（後略）

*5 「「世界一安全な日本」創造戦略（平成25年12月10日閣議決定）」

・Ⅱ-3-(6) 安心して外国人と共生できる社会の実現に向けた不法滞在対策

これまでの水際対策や摘発強化の推進等により、不法残留者は大幅に減少したが、平成25年1月1日現在においても、なお、約6万2千人が存在している。また、近年は、偽変造文書や虚偽文書を行わせること等により、身分や活動目的を偽って在留許可を得ている偽装滞在者が増加していることが、治安対策上懸念されている。

そこで、平成24年7月から実施している新しい在留管理制度により得られる在留外国人に係る情報等を的確に分析し、不法滞在者・偽装滞在者の実態を解明し、効率的な摘発や在留資格取消手続等の推進を図ることが必要である。

また、不法滞在者等を縮減し、我が国に滞在する外国人と日本人とが安心して共生できる環境を整備することが、根本的な外国人犯罪対策として重要である。

このため、

① 水際対策

- ② 不法滞在等対策
- ③ 情報収集・分析機能の強化

に関する施策を推進することとし、具体的には、

- ア) 不法滞在对策、偽装滞在对策等の推進
- イ) 出入国管理に関するインテリジェンス機能の強化

等に積極的に取り組んでいくこととする。

- ・Ⅲ－６－（３）－①新しい在留管理制度の適正な運用等による外国人との共生社会実現への寄与

偽装滞在者を縮減し、外国人と共生できる安全・安心な地域社会の実現に寄与するため、新しい在留管理制度による情報収集・分析に加え、入管法に規定された「事実の調査」を積極的に実施し、偽装滞在の実態解明等に努め、在留資格取消手続等を的確に実施する。

- ・Ⅲ－６－（３）－②出入国管理に関するインテリジェンス機能の強化

効果的な不法滞在对策及び偽装滞在对策並びにテロリスト等のハイリスク者の入国防止のため、在留外国人に関する情報収集・管理を一層的確かつ効率的に行うとともに、情報リテラシーの高い職員を育成し、これらの職員の高度な分析によるハイリスク者の発見や地方入国管理官署への迅速な伝達を実施する。また、関係機関との連携を図り、より有益な情報を入手し活用すること等により、入国管理局におけるインテリジェンス機能の強化を推進する。

*6 「中長期在留者」

出入国管理及び難民認定法上の在留資格をもって在留する外国人のうち、①3月以下の在留期間が決定された者、②短期滞在の在留資格が決定された者、③外交又は公用の在留資格が決定された者及び④これらの外国人に準ずる者として法務省令で定めるものを除いた者。特別永住者、不法滞在者及び特例上陸許可等を受けている者等はこれに含まれない。

*7 「出入国審査システム」

出入国審査等における申請内容、審査記録及び処分結果等に関する情報の保管・管理をコンピュータ化することにより正確かつ迅速に処理し、円滑・適正な出入国管理行政の運営を確保するシステムのこと。

*8 「バイオメトリクスシステム」

外国人個人識別情報システム（上陸審査時に外国人本人から提供を受けた指紋及び顔写真からなる個人識別情報を、当局が保管する要注意人物リストと照合するシステム）と自動化ゲートを合わせたシステムのこと。

*9 「有識者からの提言」

- (1) 平成25年5月に法務大臣の私的懇談会である第6次出入国管理政策懇談会から「訪日外国人2500万人時代の出入国管理行政の在り方に関する検討結果（報告）」が提出された。当該報告書では、広報・周知活動の充実や、自動化ゲートの増設等の自動化ゲートの利用促進のための提言があり、入国管理局としてもこれらの提言を踏まえ、広報・周知活動により一層取り組むとともに、自動化ゲートの増設等についても対応を検討しているところである。

第6次出入国管理政策懇談会及び「訪日外国人2500万人時代の出入国管理行政の在り方に関する検討結果（報告）」の詳細な内容については法務省のホームページ（http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyukan_nyukan41.html）を参照。

- (2) 平成26年12月に上記（1）の第6次出入国管理政策懇談会から報告書「今後の出入国管理行政の在り方」が提出された。当該報告書では、観光立国実現に向けた取組の一つとして、平成26年の入管法改正に盛り込まれた「信頼できる渡航者」の自動化ゲート利用等の円滑な実施等が必要である旨、また、不法滞在外国人縮減のための取組として、総合的な不法滞在者・偽装滞在者対策を推進する必要がある旨提言されている。

同報告書の詳細な内容については法務省のホームページ（http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri06_00056.html）を参照。

*10 「第5次出入国管理基本計画」

出入国管理基本計画は、出入国管理及び難民認定法第61条の10に基づき、外国人の入国及び在留の管理に関する施策の基本となるべき計画を法務大臣が策定するもので、平成27年9月15日、第5次出入国管理基本計画が策定された。当該基本計画では、観光立国実現に向けた取組として、自動化ゲートの利用拡大

を掲げ、その効果的な広報活動の実施及び円滑かつ効果的な運用に努めていくとともに、「信頼できる渡航者」と認められた外国人について自動化ゲートの利用対象者に含めることとしている。また、安全・安心な社会の実現に向けた水際対策及び不法滞在者対策等の推進に向けた取組として、偽装滞在者対策の強化を掲げ、事実の調査に係る権限の積極的な活用等を通じ、中長期在留者に関する情報を継続的に把握して対策を講じていく必要があるとしている。

同基本計画の詳細な内容については法務省のホームページ（http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri06_00065.html）を参照。

*11 「事実の調査」

出入国管理及び難民認定法第19条の19に規定する事実の調査は、中長期在留者に関する情報を継続的に把握するために、中長期在留者が届け出ることとされている①住居地（同法第19条の7～9）、②氏名、生年月日、性別、国籍・地域（同法第19条の10）、③所属機関等に関する事項（同法第19条の16）のほか、所属機関が届け出るよう努めることとされている中長期在留者の「受入れ状況」（同法第19条の17）を対象として、各種届出情報の正確性やその事実関係を調査する必要があるときに行うものである。また、出入国管理及び難民認定法第59条の2に規定する事実の調査は、在留期間更新許可申請等の許可に関する処分及び在留資格の取消しに関する処分等を行うために必要がある場合に行うものである。

*12 「「信頼できる渡航者」を自動化ゲートの対象とする新たな枠組み」

在留資格「短期滞在」の活動を行う者のうち、一定回数以上の来日歴があり、事前に指紋等の個人識別情報を提供して審査を受け、出入国管理上問題を生じるおそれが少ない、「信頼できる渡航者」と認められて登録を受けた外国人について自動化ゲートの利用を可能とするとともに、上陸許可の証印に代わる上陸許可の証明手段として特定登録者カードを交付する仕組み。出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律（平成26年法律第74号）により、平成28年末までに施行することとされている。

平成27年度政策評価書要旨

(法務省27- (12))

施策名	法務行政における国際協力の推進 (政策体系上の位置付け：VI-13-(2)) (評価書209頁)					
施策の概要	国際連合と協力して行う研修や法制度整備支援等を通じて、支援対象国であるアジア等の開発途上国に、「法の支配」と良い統治（グッド・ガバナンス）を確立させ、その発展に寄与するとともに、我が国の国際社会における地位の向上等に資するため、法務省が所掌事務に関連して有する知見等を他国に提供するなどの国際協力を推進する。					
達成すべき目標	<ul style="list-style-type: none"> ・国連アジア極東犯罪防止研修所を通じて充実した国際研修を実施し、刑事司法実務家の能力向上及び人材育成を図る。 ・法制度整備支援に関する国際研修、諸外国の法制等に関する調査研究及び専門家派遣並びに国際専門家会議開催を通じて、支援対象国における立法技術向上及び法曹人材育成強化を図る。 					
施策の予算額・執行額等	区分	25年度	26年度	27年度	28年度	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	157,458	204,614	212,468	225,931
		補正予算(b)	0	0	0	—
		繰越し等(c)	0	0	0	
		合計(a+b+c)	157,458	204,614	212,468	
執行額(千円)	147,916	192,545	195,393			
施策に係る内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	<ul style="list-style-type: none"> ○G8司法・内務大臣会議総括宣言（平成20年6月11日～13日東京会議）^{*1} ○キャパシティ・ビルディング支援に関するG8司法・内務閣僚宣言（平成20年6月11日～13日東京会議）^{*2} ○「世界一安全な日本」創造戦略（平成25年12月10日閣議決定）^{*3} ○法制度整備支援に関する基本方針（改訂版）（平成25年5月改訂）^{*4} ○インフラシステム輸出戦略（平成27年6月改訂）^{*5} ○「日本再興戦略」改訂2015（平成27年6月30日閣議決定）^{*6} ○経済財政運営と改革の基本方針2015（平成27年6月30日閣議決定）^{*7} ○知的財産推進計画2015（平成27年6月19日知財本部決定）^{*8} ○開発協力大綱（平成27年2月10日閣議決定）^{*9} 					

測定指標	平成27年度目標	達成
1 国連アジア極東犯罪防止研修所を通じた国際研修の実施状況	国連アジア極東犯罪防止研修所を通じて充実した国際研修を実施し、研修参加者の能力向上及び人材育成に貢献する。	達成
施策の進捗状況（実績）		
日本を含む41か国から、193名の刑事司法実務家を招へいし、計10回の国際研修・セミナー等を実施し		

た。

特に東南アジア諸国にフォーカスしたものとしては、東南アジア9か国から刑事司法・汚職対策分野の実務家を招へいし、インドネシアのジャカルタにおいて、インドネシア最高検察庁及びインドネシア汚職撲滅委員会との共催により、「第9回東南アジア諸国のためのグッド・ガバナンスに関する地域セミナー」を開催し、議長総括を行った。

なお、国際会議には、16の会議に27名が参加した。

参考指標	実績値				
	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
1 国際研修の実施件数（回）	8	7	7	6	10
2 国際研修への参加人数（人）	130	143	118	149	193
3 国際研修参加者の研修に対する満足度	添付省略				
4 国際会議への参加回数（回）	4	10	13	9	16
5 国際会議への参加人数（人）	6	11	15	16	27

測定指標	平成27年度目標	達成
2 支援対象国に対する法制度整備支援の実施状況	法制度整備支援に関する国際研修、諸外国の法制等に関する調査研究及び専門家派遣並びに国際専門家会議開催を通じて、支援対象国における立法技術向上及び法曹人材育成強化を図る。	達成

施策の進捗状況（実績）

支援対象国が行う法制度整備と人材育成に資する目的で、ミャンマー、ラオス、ベトナム等から、司法省職員、裁判官、検察官等の立法担当者や法律実務家を招へいし、各国のニーズに応じて法案の起草、審査能力の向上、法曹育成などをテーマとして研修を実施した。また、本年度から、法令間の整合性、明確性の確保といった新たな分野をテーマとする研修も開始するなど、支援活動の内容は広がりを見せている。

研修では、専門家による講義、研修参加者による発表及び質疑応答、実務家との意見交換等を実施し、各国の法制の維持・整備及び運用に従事する者の知識の習得や経験等の共有に貢献した。

参考指標	実績値				
	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
1 国際研修の実施件数（回）	9	13	9	9	11
2 国際研修への参加人数（人）	92	158	121	122	162

3 国際研修参加者の研修に対する満足度		添付省略				
4 法制度整備支援に関する諸外国への調査職員の派遣件数（回）		6	12	7	11	13
5 法制度整備支援に関する諸外国からの研究員の招へい人数（人）		20	18	25	28	22
6 法制度整備支援に関する専門家の派遣依頼件数 ※依頼件数，派遣件数には，同一専門家に対し，派遣期間の延長依頼があった件数を含む。	依頼件数（回）	13	15	27	22	22
	派遣件数（回）	13	15	26	21	23
7 法制度整備支援に関する専門家の派遣依頼人数 ※依頼人数，派遣人数は延べ人数である。	依頼人数（人）	15	18	30	28	30
	派遣人数（人）	15	18	29	27	31
8 国際専門家会議の開催回数（回）		1	1	1	1	1
9 国際専門家会議への参加人数（人）		129	125	155	174	176

評価結果	目標達成度合いの測定結果	<p>（各行政機関共通区分）目標達成</p> <p>-----</p> <p>（判断根拠）</p> <p>測定指標 1， 2 は，各達成すべき目標に照らし，全て主要なものであると考えている。</p> <p>測定指標 1， 2 については，いずれも目標を達成することができたことから，本施策は「目標達成」と判断した。</p>
	施策の分析	
	<p>（測定指標の目標達成度の補足）</p> <p>【測定指標 1】</p> <p>国際研修・セミナー等への参加者の満足度は，アンケート調査の結果，「非常に役立った。」，「役立った。」又は「非常に有益であった。」，「有益であった。」と回答した者の割合がいずれの質問項目においても94パーセントを超えており，非常に有効であった。</p> <p>東南アジア諸国のためのグッド・ガバナンスに関する地域セミナーでは，議長総括を発表するとともに，参加した東南アジア9か国の実務家並びに共催したインドネシア最高検察庁及びインドネシア汚職撲滅委員会との緊密な関係を構築することができた。</p> <p>国際研修・セミナー等では日本を含む41か国から計193名の参加を得て活発な議論が行われたことにより，各国の現状や問題点を効率的に把握できた。また，国連アジア極東犯罪防止研修所の高い知</p>	

名度を利用して、トップクラスの海外専門家を招へいして議論を行うなど、質の高い内容の研修・セミナー等を行い、効率的にその効果を高めるよう図った。

国際研修の講師として適切な専門家を招へいするため、国際会議への参加を通じて得た最新の国際動向等の情報や、刑事司法関係機関、専門家とのネットワークを活用しているところ、国際会議への参加人数は、過去5年間で最多であった前年実績をも大きく上回った。特に、平成27年4月にカタールにおいて開催された第13回コンGRESSでは、「女性犯罪者及び非行少年の処遇及び社会復帰」に関するワークショップのうち、女性犯罪者に関する部分を企画・運営し、大きな成果を挙げた。

以上の結果から、充実した研修を実施し、研修参加者の能力向上及び人材育成等に貢献できたと認められる。

なお、上記施策の分析においては、行政評価レビューにおける点検結果を活用し、有効かつ効率的な目標の達成がなされたかを検討した。

【測定指標2】

法制度整備支援の対象国と概要は、「各国プロジェクト等紹介・成果」として法務省ホームページに掲載したとおり^{*10}である。

支援対象国の法制の維持・整備への支援のための研修や調査研究に際しては、相手国の立法・司法関係者等と対話や協議を十分に行い、他国ドナーや国際機関等の支援との調整・協力にも留意して行った。

また、支援対象国の主体性・自主性を尊重し、相手国との信頼関係を構築しながら、相手国のニーズを踏まえた支援を行っているため、現地に派遣されている長期派遣専門家による関係機関等からの情報収集、これに基づく国際研修のテーマの選定、日本における学者等のサポート体制の構築、現地で開催するセミナーにおける国際研修で得た最新の知見等のフィード・バックなど、様々な点にも配慮した活動を行った。

さらに、ミャンマー、ラオス、ベトナム等の支援対象国のニーズに応える形で実施した国際研修の参加者や国際専門家会議の招へい研究員は、研修又は研究の成果が各国の法制の維持・整備及び人材育成に確実に反映される見込みのある各国の立法担当職員や裁判官、検察官、弁護士等の法曹関係者とした。

平成27年度の国際研修の実施件数及び参加人数は参考指標1及び2のとおり、いずれも前年度の実績を上回っており、参加人数については前年度から大幅に増加して過去5年間で最多となったほか、法制度整備支援に関する諸外国への調査職員の派遣件数についても、参考指標4のとおり過去5年間で最多となっている。

一方、諸外国からの研究員の招へい人数については、参考指標5のとおり前年度の実績を下回ったが、これは訪日を予定していた招へい研究員が当該国の事情により訪日できなくなる案件が発生したことなどの外的要因によるものであり、その実績値としては過去5年間の平均値程度となっている。

国際専門家会議の参加人数は、参考指標9のとおり大幅に参加者が増加した前年度の実績を更に上回り、過去5年間で最多となっている。

研修参加者の研修に対する満足度は、アンケート調査の結果、研修において「多くの知識を習得できた。」及び「習得できた。」と回答した割合、また、研修が「大変有意義であった。」及び「有意義であった。」と回答した割合は、いずれも合わせて100パーセントであった。

以上のことから、支援対象国における立法技術向上及び法曹人材育成強化を図るという目標を達成できたと評価できる。

(達成手段の有効性、効率性等)

【測定指標1関係】

達成手段①「国際連合と協力して行う国際協力の推進」において実施している、国連アジア極東犯罪防止研修所を通じた国際研修については、国連の重要施策や開発途上国のニーズを反映させた参加国及び主要課題の設定に努め、また、事前に同課題に係る情報収集及び研究を行うとともに、国際会議への参加を通じて得た最新の国際動向等の情報や刑事司法関係機関、専門家とのネットワークを活用することで、適切な講師の人選を行った。

このような取組の下で実施した質の高い、充実した内容の研修は、刑事司法実務家の能力向上及び人材育成に有効に機能しており、アジア地域を中心とした諸国の刑事司法の健全な発展に寄与したといえる。

【測定指標 2 関係】

達成手段②「開発途上国に対する法制度整備支援の推進」において実施している国際研修、諸外国の法制等に関する調査研究及び専門家派遣並びに国際専門家会議開催については、支援対象国に対し、支援の効果が最大限となるよう、各国の実情及び個々のニーズに応じたテーマを選定するなどして継続的な支援を実施している。

行政事業レビューの点検結果では、法制度整備支援は近時、政府の経済政策において日本企業の海外展開促進のための重要かつ有効なツールとして取り上げられ、支援対象国の発展につながるのみならず、我が国の国際社会における地位向上にも貢献するものであり、かつ、同支援事業は、アジア諸国の市場経済化を進めると共に、我が国を含むアジア地域の持続的発展を促進させるためには不可欠な事業であると理解されている。また、これまでの支援活動の実績や研修員の満足度の高さから有効性が高いことも認められている。さらに、行政事業レビューにおける外部有識者の所見を踏まえて、法制度整備支援事業を推進すべく、支援対象国のニーズの的確な把握に努め、より効果的・効率的に支援活動を行うよう、支援の手法・範囲の精査に留意して実施した。

こうした取組は、法律や制度を支援対象国に根付かせるための妥当な手段であり、支援対象国の法制度等の発展に寄与したといえる。

このように、本達成手段は、支援対象国における立法技術向上及び法曹人材育成強化に有効に機能しており、支援対象国の基本法令の整備に役立つことができたとともに、「法の支配」と良い統治(グッド・ガバナンス)の確立にも寄与したといえる。

次期目標等への反映の方向性

【施策】

国際連合と協力して行う研修や法制度整備支援等を通じて、支援対象国であるアジア等の開発途上国に、「法の支配」と良い統治(グッド・ガバナンス)を確立させ、その発展に寄与するとともに、我が国の国際社会における地位の向上に資するため、現在の目標を維持し、引き続き、法務省が所掌事務に関連して有する知見等を他国に提供するなどの国際協力を推進していく。

【測定指標 1】

国際連合と協力して行う研修については、国連との協定や「G8司法・内務大臣会議」の結果並びに刑事司法に関する我が国及び海外の動向も踏まえ、今後とも、本取組を継続実施していくこととする。

なお、同研修の在り方として、①国連の重要施策、②刑事政策に関する国際的動向・知見、③各国・地域・世界の刑事司法の実情、問題点、ニーズ、④我が国の重要施策、国益、刑事政策の動向、⑤法制度整備支援との連携の強化の視点を取り入れつつ、継続研修のテーマ及び内容を時宜に適した充実したものにするとともに、新規研修等についても積極的に開拓することとする。

また、刑事司法分野における国際協力推進の礎として、本施策を継続実施し、国際会議に積極的に参加し、最新情報の収集・共有及び人的ネットワークの拡充に努めることとする。

【測定指標 2】

日本の法制度整備支援については、「法制度整備支援に関する基本方針(改訂版)」の下で戦略的に運用されているところ、近時、政府の経済政策においては日本企業の海外展開の促進が重要な要素として議論され、法制度整備支援は、そのための重要かつ有効なツールとして取り上げられている。

また、支援対象国の基本法令の整備や法曹等の人材育成が促進されることは、我が国の国際社会における地位向上にも貢献するものであり、今後も支援対象国の主体性・自主性を尊重し、相手国との信頼関係を構築しながら、引き続き、相手国のニーズを踏まえた支援を積極的に行うこととする。

さらに、支援の効果が最大限となるよう、各国の実情及び個々のニーズに応じたテーマを選定する

など、より効率的な支援を継続実施することとする。

学識経験を有する者の知見の活用	<p>1 実施時期 平成28年7月1日</p> <p>2 実施方法 会議</p> <p>3 意見及び反映内容の概要 〔意見〕 法制度整備支援事業は平成28年度の行政事業レビュー公開プロセスの対象事業として議論されたが、その中で、明確な司令塔がない、若しくは中枢機能がないということが分かったので、法務省が中心的な役割を果たすべきである。 〔反映内容〕 オールジャパンによる法制度整備支援体制の強化及び司令塔機能の必要性を十分認識し、本年度から新たに実施を予定しているJICAを始めとする関係機関・省庁等との連絡会合において同認識の共有を図るとともに、これまで実施されてきた関係省庁間の連絡会議等の場も有効に活用して更なる連携強化を図り、より戦略的に法制度整備支援を実施していく。</p>
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>○評価で使用したアンケート調査 研修参加者アンケート調査結果は、法務総合研究所国際連合研修協力部及び同所国際協力部において保管している。</p>
---------------------------	---

備考	<p>【行政事業レビュー点検結果の平成29年度予算概算要求への反映内容】 官民・ドナー間の連携強化のため、関係機関が一堂に会する「法整備支援ネットワーク会合」の新設に伴い各種協議会等の効率化を図ることにより、協議会出席旅費等の縮減を図った。</p>
----	--

担当部局名	法務総合研究所総務企画部	政策評価実施時期	平成28年8月
-------	--------------	----------	---------

*1 「G8司法・内務大臣会議総括宣言（平成20年6月11日～13日東京会議）」

我々は、国際組織犯罪対策及び国際テロ対策について、各分野におけるG8各国の取組に焦点を当てるとともに、国際的な連携と協調を推し進めるための取組について議論した。また、より効果的な法制度及び法執行能力を整備する上で、助力を必要とする国に対するキャパシティ・ビルディング支援の重要性についても議論した。〈中略〉我々は、適切な二国間、地域間又は多国間のチャネルを通じて、我々の権限の範囲内の支援を提供する努力を継続し、また、その質的向上を図る努力を継続することを改めて確認する。

*2 「キャパシティ・ビルディング支援に関するG8司法・内務閣僚宣言（平成20年6月11日～13日東京会議）」

司法制度、刑事及び関連法制並びにテロ行為を防止するための政策、手続及び体制を整備し、並びに法執行、検察、裁判、弁護及び矯正の能力を拡充するためのキャパシティ・ビルディング支援の死活的な重要

性に鑑み、我々はここに、適切な二国間、地域間又は多国間のチャンネルを通じて、我々の権限の範囲内の支援を提供する努力を継続し、また、その質的向上を図る努力を継続することを約束する。

*3 「「世界一安全な日本」創造戦略（平成25年12月10日閣議決定）」

近年急速に複雑化・深刻化している国際組織犯罪等に適切に対処するため、アジア等の開発途上国の刑事司法機関職員的能力向上を図るとともに、各国刑事司法機関と日本の刑事司法実務家との連携を推進する。

*4 「法制度整備支援に関する基本方針（改訂版）（平成25年5月改訂）」

世界各地の開発途上国に対し、立法支援や制度整備支援を行う法制度整備支援は、良い統治（グッド・ガバナンス）に基づく開発途上国の自助努力を支援するものであるとともに、我が国が将来に渡り、国際社会での名誉ある地位を保持していくための有効なツールであり、戦略的な支援を展開していく必要がある。したがって、政府開発援助（ODA）大綱、ODA中期政策等に基づき、（1）自由・民主主義等普遍的価値観の共有による開発途上国への法の支配の定着、（2）持続的成長のための環境整備及びグローバルなルール遵守の確保、（3）我が国の経験・制度の共有、我が国との経済連携強化といった観点から、基本法及び経済法分野において積極的な法制度整備支援を行うこととする。

なお、同基本方針は、平成21年4月の海外経済協力会議で策定されたものであるが、今回の改訂は、「我が国企業によるインフラ・システムの海外展開や、エネルギー・鉱物資源の海外権益確保を支援するとともに、我が国の海外経済協力（経協）に関する重要事項を議論し、戦略的かつ効率的な実施を図るため」に設置された経協インフラ戦略会議（平成25年3月12日内閣総理大臣決裁）を経て公表されたもの。

*5 「インフラシステム輸出戦略（平成27年6月改訂）」

インフラビジネスの基礎となるビジネス環境整備を強化するための具体的施策として法制度整備支援を実施していくことが明記されている。

なお、同戦略は、前記(*4)経協インフラ戦略会議において決定されたものである。

*6 「日本再興戦略」改訂2015（平成27年6月30日閣議決定）」

中短期工程表「国際展開戦略② 地域ごとの戦略的且つ重点的な市場開拓」において、ASEAN諸国との政府間協力関係の蓄積に基づき、従来の取組に続き「ASEAN諸国における法制度整備支援を実施」するとされている。

*7 「経済財政運営と改革の基本方針2015（平成27年6月30日閣議決定）」

海外の成長市場との連携強化を図る取組の一つとして、「法の支配の理念の下での法整備支援や予防司法等を通じたビジネス環境整備を促進する」とされている。

*8 「知的財産推進計画2015（平成27年6月19日知財本部決定）」

新興国等における知財司法人財の育成のための取組として、「司法関係者等に対して研修を行うなど、知財司法人財の育成を支援する」とされている。

*9 「開発協力大綱（平成27年2月10日閣議決定）」

法の支配といった普遍的価値の共有の実現のため、「実定法の整備や法曹、司法関係者の育成等の法制度整備支援」を行うこととされている。

*10 「各国プロジェクト等紹介・成果」

法務省ホームページ（http://www.moj.go.jp/housouken/houso_icd.html）

平成27年度政策評価書要旨

（法務省27-(13)）

評価実施時期：平成28年 8 月

担当部局名：大臣官房施設課

施 策 名	施設の整備（大分法務総合庁舎整備等事業） (評価書240頁)	政策体系上の位置付け VII-14-(2)
施 策 の 概 要 (事業の概要)	<p>司法制度改革の推進や治安情勢の変化に伴って生じる新たな行政需要等を踏まえ、十分な行政機能を果たすことができるよう、執務室等の面積が不足している施設や、長期間の使用により老朽化した施設等について所要の整備、防災・減災対策を行う。</p>	
予 算 額	平成19～22年度予算額:4,145,647千円	評 価 方 式 事業評価方式
施 策 評 価 の 結 果 の 概 要	<ol style="list-style-type: none"> 1 事業の情報となる項目の変化 新規事業採択時の計画（老朽及び面積不足の解消、業務効率の改善並びに利用者へのサービスの向上を図る）に沿った整備がなされた。 2 事業の効果の発現状況 <ul style="list-style-type: none"> ・業務を行うために必要な基本機能の評点が100点以上（133点）であり、基本機能を満たしていることが確認できる。 ・人権、環境保全性、ユニバーサルデザイン、防災性及び保安性について特に充実した取組（各評価A）、地域性について充実した取組（各評価B）がなされており、政策に基づく付加機能を満たしていることが確認できる。 ・面積不足の解消を達成できた。 3 事業実施による環境の変化 環境保全性（特に充実した取組）の結果から、敷地外環境への負荷も抑えられており、環境に配慮されている。 4 総合的評価 以上1，2，3より、事業の目的をおおむね果たしていると判断できる。 	
施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	施政方針演説等	年月日

平成27年度政策評価書要旨

（法務省27-(14)）

評価実施時期：平成28年 8 月

担当部局名：大臣官房施設課

施 策 名	施設の整備（さいたま第2法務総合庁舎整備等事業） （評価書246頁）	政策体系上の位置付け VII-14-(2)
施 策 の 概 要 （事業の概要）	<p>司法制度改革の推進や治安情勢の変化に伴って生じる新たな行政需要等を踏まえ、十分な行政機能を果たすことができるよう、執務室等の面積が不足している施設や、長期間の使用により老朽化した施設等について所要の整備、防災・減災対策を行う。</p>	
予 算 額	平成19～22年度予算額：2,235,129千円	評 価 方 式 事業評価方式
施 策 評 価 の 結 果 の 概 要	<ol style="list-style-type: none"> 1 事業の情報となる項目の変化 新規事業採択時の計画（老朽及び面積不足の解消、業務効率の改善並びに利用者へのサービスの向上を図る）に沿った整備がなされた。 2 事業の効果の発現状況 <ul style="list-style-type: none"> ・業務を行うために必要な基本機能の評点が100点以上（133点）であり、基本機能を満たしていることが確認できる。 ・人権、環境保全性、防災性及び保安性について特に充実した取組（各評価A）、地域性、ユニバーサルデザインについて充実した取組（各評価B）がなされており、政策に基づく付加機能を満たしていることが確認できる。 ・面積不足の解消を達成できた。 3 事業実施による環境の変化 環境保全性（特に充実した取組）の結果から、敷地外環境への負荷も抑えられており、環境に配慮されている。 4 総合的評価 以上1，2，3より、事業の目的をおおむね果たしていると判断できる。 	
施策に係る内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	施政方針演説等	年月日
	-----	-----
	-----	-----
	-----	-----
	-----	-----

平成27年度政策評価書要旨

（法務省27-(15)）

評価実施時期：平成28年8月

担当部局名：大臣官房施設課

施策名	施設の整備（富士法務総合庁舎整備等事業） (評価書252頁)	政策体系上の位置付け VII-14-(2)
施策の概要 (事業の概要)	<p>司法制度改革の推進や治安情勢の変化に伴って生じる新たな行政需要等を踏まえ、十分な行政機能を果たすことができるよう、執務室等の面積が不足している施設や、長期間の使用により老朽化した施設等について所要の整備、防災・減災対策を行う。</p>	
予算額	平成19～22年度予算額：1,027,310千円	評価方式 事業評価方式
施策評価の結果の概要	<ol style="list-style-type: none"> 1 事業の情報となる項目の変化 新規事業採択時の計画（老朽及び面積不足の解消、業務効率の改善並びに利用者へのサービスの向上を図る）に沿った整備がなされた。 2 事業の効果の発現状況 <ul style="list-style-type: none"> ・業務を行うために必要な基本機能の評点が100点以上（133点）であり、基本機能を満たしていることが確認できる。 ・環境保全性，ユニバーサルデザイン，防災性及び保安性について特に充実した取組（各評価A），人権について充実した取組（各評価B）がなされており，政策に基づく付加機能を満たしていることが確認できる。 ・面積不足の解消を達成できた。 3 事業実施による環境の変化 環境保全性（特に充実した取組）の結果から，敷地外環境への負荷も抑えられており，環境に配慮されている。 4 総合的評価 以上1，2，3より，事業の目的をおおむね果たしていると判断できる。 	
施策に係る内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	施政方針演説等	年月日
	-----	-----
	-----	-----
	-----	-----
	-----	-----

平成27年度政策評価書要旨

（法務省27-(16)）

評価実施時期：平成28年 8 月

担当部局名：大臣官房施設課

施策名	施設の整備（仙台第3法務総合庁舎整備等事業） (評価書258頁)	政策体系上の位置付け VII-14-(2)
施策の概要 (事業の概要)	司法制度改革の推進や治安情勢の変化に伴って生じる新たな行政需要等を踏まえ、十分な行政機能を果たすことができるよう、執務室等の面積が不足している施設や、長期間の使用により老朽化した施設等について所要の整備、防災・減災対策を行う。	
予算額	平成19～22年度予算額:3,117,018千円	評価方式 事業評価方式
施策評価の結果の概要	<ol style="list-style-type: none"> 1 事業の情報となる項目の変化 新規事業採択時の計画（老朽及び面積不足の解消、業務効率の改善並びに利用者へのサービスの向上を図る）に沿った整備がなされた。 2 事業の効果の発現状況 <ul style="list-style-type: none"> ・業務を行うために必要な基本機能の評点が100点以上（133点）であり、基本機能を満たしていることが確認できる。 ・地域性、環境保全性及び防災性について特に充実した取組（各評価A）、人権、ユニバーサルデザイン及び保安性について充実した取組（各評価B）がなされており、政策に基づく付加機能を満たしていることが確認できる。 ・面積不足の解消を達成できた。 3 事業実施による環境の変化 環境保全性（特に充実した取組）の結果から、敷地外環境への負荷も抑えられており、環境に配慮されている。 4 総合的評価 以上1, 2, 3より、事業の目的をおおむね果たしていると判断できる。 	
施策に係る内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	施政方針演説等	年月日
	-----	-----
	-----	-----
		記載事項（抜粋）

平成27年度政策評価書要旨

（法務省27-(17)）

評価実施時期：平成28年 8 月

担当部局名：大臣官房施設課

施 策 名	施設の整備（八日市場拘置支所整備等事業） (評価書264頁)	政策体系上の位置付け VII-14-(2)
施 策 の 概 要 (事業の概要)	<p>司法制度改革の推進や治安情勢の変化に伴って生じる新たな行政需要等を踏まえ、十分な行政機能を果たすことができるよう、執務室等の面積が不足している施設や、長期間の使用により老朽化した施設等について所要の整備、防災・減災対策を行う。</p>	
予 算 額	平成19～22年度予算額：1,185,224千円	評 価 方 式 事業評価方式
施 策 評 価 の 結 果 の 概 要	<p>1 事業の情報となる項目の変化 新規事業採択時の計画（老朽の解消及び処遇環境の改善）に沿った整備がなされた。</p> <p>2 事業の効果の発現状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務を行うために必要な基本機能の評点が100点以上（133点）であり、基本機能を満たしていることが確認できる。 ・人権、環境保全性、防災性及び保安性について特に充実した取組（各評価A）、地域性及びユニバーサルデザインについて充実した取組（各評価B）がなされており、政策に基づく付加機能を満たしていることが確認できる。 ・老朽の解消及び処遇環境の改善を達成できた。 <p>3 事業実施による環境の変化 環境保全性（特に充実した取組）の結果から、敷地外環境への負荷も抑えられており、環境に配慮されている。</p> <p>4 総合的評価 以上1，2，3より、事業の目的をおおむね果たしていると判断できる。</p>	
施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	施政方針演説等	年月日
	-----	-----
	-----	-----
	-----	-----
	-----	-----

平成27年度政策評価書要旨

（法務省27-(18)）

評価実施時期：平成28年 8 月

担当部局名：大臣官房施設課

施 策 名	施設の整備（仙台少年鑑別所整備等事業） (評価書270頁)	政策体系上の位置付け VII-14-(2)
施 策 の 概 要 (事業の概要)	<p>司法制度改革の推進や治安情勢の変化に伴って生じる新たな行政需要等を踏まえ、十分な行政機能を果たすことができるよう、執務室等の面積が不足している施設や、長期間の使用により老朽化した施設等について所要の整備、防災・減災対策を行う。</p>	
予 算 額	平成21～22年度予算額：753,638千円	評 価 方 式 事業評価方式
施 策 評 価 の 結 果 の 概 要	<ol style="list-style-type: none"> 1 事業の情報となる項目の変化 新規事業採択時の計画（老朽の解消及び処遇環境の改善）に沿った整備がなされた。 2 事業の効果の発現状況 <ul style="list-style-type: none"> ・業務を行うために必要な基本機能の評点が100点以上（146点）であり、基本機能を満たしていることが確認できる。 ・人権、環境保全性、防災性及び保安性について特に充実した取組（各評価A）、地域性及びユニバーサルデザインについて充実した取組（各評価B）がなされており、政策に基づく付加機能を満たしていることが確認できる。 ・老朽の解消及び処遇環境の改善を達成できた。 3 事業実施による環境の変化 環境保全性（特に充実した取組）の結果から、敷地外環境への負荷も抑えられており、環境に配慮されている。 4 総合的評価 以上1，2，3より、事業の目的をおおむね果たしていると判断できる。 	
施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	施政方針演説等	年月日
	-----	-----
	-----	-----
	-----	-----
	-----	-----